

令和5年9月7日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	21番	川口	誠二
10番	川口	堅志	22番	橋本	正敏
11番	田中	栄一			

2. 欠席議員

20番 栗山 徹雄

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	新五
事務局参事補佐兼次長	樋口	安澄
書記	中島	知子
書記	深野	晃弘

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	松 尾 一 秋
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	馬 場 浩 義
市 民 部 長	牛 島 憲 治
健康福祉部長	坂 田 智 子
建設経済部長	若 杉 信 嘉
教 育 部 長	平 武 文
総 務 課 長	秋 山 勲
財 政 課 長	田 中 和 己
防災安全課長	毛 利 昭 夫
D X 推 進 室 長	(秋 山 勲)
企画政策課長	隈 本 興 樹
定住対策課長	高 巢 雅 彦
観光振興課長	荒 川 真 美
商工振興課長	山 口 幸 彦
新庁舎建設課長	甲斐田 英 樹
税 務 課 長	田 代 秀 明
市 民 課 長	溝 上 啓 之
環 境 課 長	石 橋 信 輝
福 祉 課 長	遠 藤 宏 樹
子育て支援課長	末 崎 聡
健康推進課長	末 廣 英 子
介護長寿課長	樋 口 久美子
建 設 課 長	轟 研 作
農業振興課課長補佐	栗 原 勝 久
林業振興課長	月 足 和 憲
第二整備室長	堤 辰 幸
上下水道局長	松 尾 正 久

教育指導課長	蘆	拓	也	
文化振興課長	鵜	木	英	希
上陽支所長	石	橋	武	
矢部支所長	石	川	幸	一
星野支所長	川	口	良	和

議事日程第5号

令和5年9月7日(木) 開議 午前10時

日程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 堤 康 幸 議員
- 2 花 下 主 茂 議員
- 3 服 部 良 一 議員

第2 議案審議

- ・質 疑 (委員会付託)
- ・討 論
- ・採 決

第3 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

第4 八女市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第2 議案審議

報告第9号 専決処分について(事故による損害賠償)

報告第10号 株式会社クリエイトやべの令和4年度決算及び令和5年度事業の計画の報告について

報告第11号 一般財団法人星のふるさとの令和4年度決算及び令和5年度事業の計画の報告について

報告第12号 一般財団法人秘境柚の里の令和4年度決算及び令和5年度事業の計画の報告について

報告第13号 一般財団法人FM八女の令和4年度決算及び令和5年度事業の計画の報告について

報告第14号 令和4年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第69号 専決処分について(令和5年度八女市一般会計補正予算(第5号))

議案第70号 八女市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 八女市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

- 議案第73号 八女市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第74号 市道路線の変更について
- 議案第75号 市道路線の廃止について
- 議案第76号 令和4年度八女市下水道事業会計決算剰余金の処分について
- 議案第77号 工事請負契約の変更について（八女市新庁舎建設工事）
- 議案第78号 財産の取得について（八女市新庁舎備品（デスク・ワゴン）購入）
- 議案第79号 財産の取得について（八女市新庁舎備品（事務椅子）購入）
- 議案第80号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第81号 令和5年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第82号 令和5年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 令和4年度八女市各会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和4年度八女市水道事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和4年度八女市下水道事業会計決算認定について
- 第3 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について
- 第4 八女市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。先ほどテレビを見ていましたら、JAXAが計画しておりましたH2Aロケット、これが月に向けて今日発射され、無事成功したというニュースが飛び込んできました。昨日、石橋議員がわくわくするような施策があればということでしたけど、これは日本にとっては本当にわくわくするようなことだと思っております。無事着陸することを願っております。

本日は一般質問の最終日となっております。わくわくするような質問をぜひお願いしたいと思っております。

お知らせいたします。

花下主茂議員要求の資料及び議案質疑表、森茂生議員要求の議案質疑資料、委員会・分科会日程表をタブレットに配信しております。

なお、栗山徹雄議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信してお

りますので、御了承をお願いします。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。12番堤康幸議員の質問を許します。

○12番（堤 康幸君）

おはようございます。12番堤康幸です。今朝、6月24日ぶりに気温が10度台になっておりました。ちなみに、昨年うちの軒下ではございますけれども、8月27日に19度を記録しております。ちょっと10日ぐらいの差があるのかなと感じまして、また、今朝、議場に来るときも何となく空が秋の感じになってきたのかなと感じておるところです。

さて、人口減少、それから少子高齢化の進行、それから生活様式の変化などで、地域の活動や運営などが今までどおりのやり方では実施が困難な状況になってきております。また、気候変動影響によると思われる自然災害が頻発してきており、暮らしの安全・安心が脅かされる状況にもあります。

今年も7月の豪雨により甚大な被害が発生しました。この場からではございますけれども、被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、復旧に当たっていただいております関係各位に感謝を申し上げたいと思います。

本日は、さきに通告をしておりました自主財源から見た歳入確保についてということで、4つの項目に分けてお尋ねをいたします。市長の総括答弁をお聞きし、詳細は質問席より行います。

また、傍聴席においでいただいております。感謝を申し上げたいと思います。よろしくお願いをします。

○市長（三田村統之君）

おはようございます。本日の本会議方どうぞよろしくお願いをいたします。

12番堤康幸議員の一般質問にお答えをいたします。

自主財源から見た歳入確保についてという御質問でございます。

自主財源比率の現状をどのように考えているのかというお尋ねでございます。自主財源とは、市税のほか、繰入金、寄附金、使用料等でございます。

本市の令和4年度決算での自主財源比率は29.2%となっておりますが、その年の予算規模や地方交付税、国県支出金、市債などの金額によって変わってくるものでございます。

財政運営を行う上では、国県支出金や交付税算入率の高い市債を有効的な財源として活用し、様々な行政課題の解決に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、自主財源額を増やすための具体策はという御質問でございます。

自主財源を増やすための具体策としましては、その多くを占める市税の確保が大変重要と考えておりますので、市民の所得向上を図るための産業の振興や企業誘致、人口減少対策を目的とした移住・定住対策、子育て支援等のほか、ふるさと支援寄附の増額などに取り組んでいるところでございます。

次に、農家の所得増による歳入確保の考えはというお尋ねでございます。

農業は八女市の基幹産業であり、安定的な農業経営を確立し、農家所得の増大を図っていくことは、農家の生活安定や産地の維持発展のためにも重要であり、ひいては税収の安定につながるものと考えております。

最後に、第6次八女市広域農業振興計画は農業所得向上の指針となるのかという御質問でございます。

第6次八女広域農業振興計画につきましては、市、JA、県普及指導センター等で構成する八女地域農業振興推進協議会において策定をいたしました。

本計画を基に関係機関と連携を強化し、推進を図っていくことで、農業生産の拡大及び農業者の所得増大につながるものと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○12番（堤 康幸君）

自主財源、各自治体で自由に手当ができる財源ということですが、ここ数年の比率の経緯をまずはお願いしたいと思います。

○財政課長（田中和己君）

お答えいたします。

自主財源の本市の比率についての推移ということでお尋ねいただいておりますが、過去5年間の決算ベースでの比率になります。

まず、平成30年度が32.40%、令和元年度が32.86%、令和2年度が25.41%、令和3年度が28.46%、令和4年度が今回、決算の報告をさせていただいておりますが、28.97%となっております。

令和2年度が特にちょっと数字的には低くなっておりますが、これは国のコロナ対策の事業として特別定額給付金、これが64億円を占めておりまして、これが依存財源になっておりますので、それでちょっと下がっているような状況になっております。

以上です。

○12番（堤 康幸君）

今年度の当初予算の予算書からは29.2%ということで明示されておりますけれども、ほぼ20%台で今推移をしておるといことだろうと思います。

この自主財源の比率の向上をすることによって、予算調製上どういう影響があるのか教え

ていただきたいと思ひます。

○財政課長（田中和己君）

お答えいたします。

財政課としましては、自主財源の確保については、特にやっぱり市税が中心になりますが、非常に重要な財源だと考えております。しかしながら、国の地方交付税制度によって、どの地域に住む方にも一定の行政サービスを受けられるように国のほうが財源を保証するという仕組みがございまして、それと、財政課としましては、例年、財政調整基金を繰り入れるような形で財源調整をしておりますが、まずこれを繰り入れなくていいような財政運営を行うことのほうが最も重要じゃないかということで考えております。

以上です。

○12番（堤 康幸君）

冒頭申し上げましたように、少子高齢化、人口減少、それから、生活様式が大きく変わってきたということで、地域の運営にも相当な影響が出ておるように思ひます。

私は、平成22年に市が合併した直後、4月1日から4年間行政区長を務めておりました。その後、議員として現在に至っておりますけれども、その間、本当に様々な地域の課題等の要望もさせていただいておりますし、しっかりと執行部のほうの努力もいただいて、それぞれ改善、改良もさせていただいてきております。

平成22年、区長に就任した当時、しっかりとできよったこと、例えて言うなら、道路愛護時の陰切り、これはもう何回も一般質問のほうでもお尋ね、お願いもしておるところですけれども、これがやっぱりさっき言ひました人口減少や高齢化等の影響で、なかなか今までどおりにできないような状況になってきております。

そういう中で、平成27年度から道路河川愛護報償金の制度を新しく創設をしていただいて、各行政区50千円ということで報償金を頂ける、結局、やったことに対してということではございましてけれども、非常に助かった、行政区としては非常に助かった制度だったと。その後3年間の期間を見て、平成30年度から限度額を100千円ということで増額をしていただきました。

当初から、私はこの限度額は必要はないんじゃないかと。要するにやったことに対しての報償制度であり、やらんところは申請そのものがないと。執行率も恐らく50%台ぐらいじゃなかったかなと思ひます。

ただ、途中から私も考え方を変えざるを得ないようになったのは、仮にそういう報償金を頂いても、それをできる人がいなくなったと。それで、2年ぐらい前から各支所に500千円の予算をつけていただいて、それぞれ陰切りとか、どうしても地域でできないところはその財源を利用して課題を解決していただくという仕組みができてきました。

ただ、特に黒木みたいに広い地域で、まして50行政区ありますけれども、ここに500千円ということでは、なかなか地域に順番も回ってこない。それで、今、第一整備室、第二整備室に施設管理班がおられます。そこの拡充ということでお願いをして、これも少しずつそういう状況はつくっていただいております。

特に、均衡予算の原則ということで、結局何か新しい事業を立ち上げる場合、必ずそれに対しての財源をどうするかということが大事なことになってくると思いますけれども、今、課長が言われましたように、地方交付税交付金で税収の偏在をなくすという国の制度がありますが、自由度がやっぱりどうしても扶助対象者が増えてきたために扶助費あたりが相当、社会保障関係費が増えている。やっぱり普通の生活の地域の困り事に対して、なかなか区長として要望を出しとったときもそうですけれども、よっぽど緊急性があるとか、例えば生活に甚だ支障があるとか、そういうところは優先的にやっていただいておりますけれども、ここはもうちょっと道幅が広いといいなとか、そういうところはどうしても後回しになります。そういうことに対して、やっぱり自主財源がある程度十分ないと、そういう対応がなかなか、新しい事業を立ち上げる場合に非常に財政予算調製上、困っておられるんじゃないかなと思っておりますけれども、周辺の近隣の自治体の自主財源状況が分かればお願いいたします。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

申し訳ありませんが、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまたよろしくお願ひします。

○12番（堤 康幸君）

これはちょっとホームページで調べた数字ですけれども、筑後市が令和5年の予算ベースで39.4%ということになっておるようでございます。

地域の状況も当然違いますので、そこら辺は。ただ、自主財源、後でお聞きをいたしますけれども、結局何かをやってもらう、そういう場合、その財源の問題が出てくる。どっちもいい、市民もいい、当然、役所のほうもやりやすいということになると、しっかりと税金を気持ちよく納めてもらうような、昨日も経済対策に対して一般質問があってございましたけれども、そういう市民の稼ぎが多くなって、結果として市税が増えていくという状況をやっぱりつくり出していかんといかんのじゃないかなとも思います。

今までほとんど歳出ベースの質問を過去8年間の間にしてきましたけれども、今回初めて歳入関係に、まずもともとの原資がなければ、仕事はなかなかスムーズにしてもらえないののかなという思いからこういう質問をさせてもらっているところです。

次の具体的な自主財源を増やす、これは額を増やすということで、それに対して具体策、

そのために一生懸命仕事をしていただいているものと思いますけれども、取りあえず代表的なもので構いませんので、そこら辺のお知らせをお願いします。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

自主財源を増やすための具体策はというところでございますが、財政課としましては、当然、先ほど議員がおっしゃるとおり、市税等の確保が非常に重要だと思っておりますので、今、移住・定住とか、昨日も定住対策課長のほうからお答えしましたが、マイホーム取得補助とか、そういったもので、なるべく人の流入が、転入があるような政策等、様々な事業を行っております。

一方では、早道と申しますか、即効性があるということでの自主財源を確保するための事業としましては、やはり昨今、ふるさと支援寄附金、そちらのほうを企画政策課のほうで御努力をいただいております、約5年前と比較すると10億円程度増えているような状況がございます。そういったところをまず頑張っていただこうというところで捉えているところでございます。

以上です。

○12番（堤 康幸君）

では、個人住民税の納税義務者は今何名ぐらい八女市はおられるわけでしょうか。

○市民部長（牛島憲治君）

お答えをいたします。

正確な数字は持ち合わせておりませんが、現在までの人口減少に合わせて減少傾向にあるという状況であるかと思っております。

以上です。

○12番（堤 康幸君）

人口減少というのは日本国内全体の状況でもあるし、急速にこれを回復というか、いいほうに向かわせる手だてもそういろいろはないと思っておりますので、できるだけ少なくなるのをそれに少しずつ手を打っていくということだろうと思っておりますけれども、納税義務者が増えないということは、当然、よっぽど所得が上ららん限りは市税の収入は望めないということだろうと思っております。

いろいろ自主財源に対してはありますけれども、今、固定資産税の税率、これは要するに超過課税ということで認識してよろしいのでしょうか。

○市民部長（牛島憲治君）

お答えをいたします。

標準税率は1.4%でございますので、八女市につきましては1.6%課税をさせていただいて

いるところでございます。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

標準税率1.4%に八女市の税率が1.6%、これは超過課税ということでよろしいですか。

○市民部長（牛島憲治君）

お答えをいたします。

超過課税ということではございません。（239ページで訂正）八女市としては1.6%というものが税率として賦課をさせていただいているということでございますので、御理解お願いいたします。

○12番（堤 康幸君）

超過課税ではないということだそうですが、今の現状からして、今後この税率を標準税率に戻していくという考えはありますか。

○市民部長（牛島憲治君）

お答えをいたします。

こちらの税率に関しましては、2町2村合併、平成22年の合併の事前協議において協議をなされた結果でございますので、この1.6%を変えるというのは今のところ考えておりません。

以上です。

○12番（堤 康幸君）

事この固定資産税に関しては、近隣でいうと広川町が標準税率1.4%、筑後市は、これもホームページで調べた1.5%の税率になっているようでございます。

移住・定住等についても、また、市内に新築して住み続けるという場合にも、どうしてもここに住んどかにゃいかんという必須条件があれば別ですけど、少なくとも広川でも筑後でもいいという条件の方が転出する可能性もあるのではないかなとも思いますけれども、そこら辺に対しての認識はどうですか。

○市民部長（牛島憲治君）

お答えをいたします。

固定資産税についての御説明をまず差し上げたいと思いますが、固定資産税には議員御存じのとおり土地、家屋、償却資産、この3つがございます。

土地につきまして、宅地、雑種地につきましては、都市計画区域内は特にですが、路線価ということで、状況が似た土地の中を専門家の鑑定の方をお願いをして、売買実例等々を基に金額を算定していただき、それを準用する形で基幹系道路からの間口の距離だったりとか、いろんなものを加味しながら計算をすることになっております。

この鑑定評価額というのが、実は近隣自治体等とか、毎年県のほうで基準値の路線価格が出てきますが、八女市については下がり続けておるという現状下でございまして、近隣の自治体に比べて宅地の評価額というのは非常に低いという状況にございます。

そういうことも相まって、近年、固定資産税が若干増額をしているのは、そういった戸建て住宅が旧八女市内に多く建っている状況にあるんだろうと思います。

建物に関しましては、これは総務省が示します再建築費評点表、これは全国统一になっておりますので、同じ建物が八女市に建とうと、例えば東京だったり北海道に建とうと、全く同じ建物であれば同じ評価が出るということにございますので、それから推測するに、例えば税率が変われば金額が変わるということになるかと思えます。償却資産も基本的には購入価格でございまして同様でございまして、税率によって課税額が変動するというところでございます。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

固定資産税は自主財源の大きな柱だと思います。今、市税の中でも一番ウエートを占めておりますので、非常に大事な財源だと思いますけれども、納税義務者が増えにくい、固定資産税率はもうこのままだとなると、あといろいろ考えられるのは、法定外税、課税自主権というのを——かなり緩和されていますけれども、こういう法定外税、何という特定のことは今思い浮かびませんが、今後可能性として、こういうものの創設の検討なり、そういう考えはありますでしょうか。

○総務部長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

法定外税ということで、今の課税と別の課税ということですが、そういうことは今現在、議論はしていないところでございます。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

今年になっての報道でございしますが、宮城県が法定外普通税、再生可能エネルギー地域共生促進税、この条例を6月の県議会で可決しております。

0.5ヘクタールを超える森林を開発し、再生可能エネルギー、太陽光、風力、バイオマス等の発電設備を設置した場合、発電出力に応じて設備の所有者に課税をするということで、今、総務省のほうに認定の同意の申請がなされておまして、この同意がなされたら6月以内に施行するということだそうですが、太陽光発電等でいろいろ地域との共生、特に森林等を開発してこれを設置した場合、今、自然災害も非常に多くなってきておりますので、そういう影響もあるということの懸念から、県の担当者としては、これはもうゼロでいい、

ゼロが望ましいという認識を持っておられるようですけれども、こういうのを考えた上で、何か八女市独自でこういう税の創出は今のところ考えていないということやったですね。

○総務部長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

先ほど申しましたように、新たな課税というのは、まだ議論はしていないということであり、ます。いろんな事例があるようですので、その辺については当然、研究というのは必要だろろうと思いますが、1つ付け加えますと、八女市のいわゆる一般的な歳入でございますけれども、人口ベースで鑑みますと、同規模の自治体と比べてそう遜色ない歳入でございます。要は、その歳出、行政需要が大きいということで、議員御指摘の自主財源比率という数字になっているものだろろうと思しますので、一応、そういう税収の確保と申しますか、収入の確保についてはしっかりやっているつもりでございます。申し添えさせていただきます。

○12番（堤 康幸君）

あと、使用料とか手数料を増額すると、即、住民負担につながるわけですがけれども、先ほど課長の答弁の中で、ふるさと支援寄附金、これがあんまりいい制度、創設当時の本来の趣旨とは相当、何となく今、本当にその自治体を応援する、そういうことよりも、何か返礼品競争みたいになっておまして、ちょっとおかしいようになっておりますけれども、今、制度がある以上、これを有効活用するのは当然、歳入確保の上で非常に大事なことだと思いたすけれども、今後の取組についてお聞かせいただきます。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

ふるさと納税の取組でございますが、令和4年度の実績につきましては、寄附件数が約6万9,000件、金額は約1,290,000千円と、ともに過去最高の実績となっております。令和3年度と比較いたしますと、件数が17%増、額については約15%の増ということになっております。

なお、この寄附金のおおむね半分、約50%をふるさと納税の取組に要する経費に使っております。

具体的に申しますと、返礼品の代金、またこの送料と、寄附の窓口となるポータルサイトの使用料、支援事業者への業務委託料等がこれに当たります。そして、この寄附金からこれらの当該経費を差し引いた額、おおむねこれも50%でございますが、これを翌年度の農業や観光、また特産品の開発、子育て支援、教育、環境保全等の予算として活用しているような状況でございます。

本制度を活用することで、本市にとって貴重な財源確保をできることは大変重要なことであらうと考えております。その面においても、先ほどちょっとおかしい制度に少しなりつつ

あるということでございますけれども、所轄官庁であります総務省の運営の方針を遵守しながら、しっかりと地に足をつけた形で、できれば前年度を上回るような目標で努力していきたいと思っております。

また、この財源確保ということ以上にこのふるさと納税の制度で事業者に稼いでいただく経済的な波及効果を促していく、こういうこともしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

過去最高だったと、12億円からの寄附金だったと。それと、地元製品の販売、要するにそういうやつの振興にもつながっておるということで、非常に期待を持てると思っておりますけれども、令和4年度ですかね、このふるさと納税の受入額のランキングによりますと、宮崎県の都城市19,593,000千円、それから近隣でいうと、佐賀県の上峰町が人口9,589人ということでホームページ上で調べましたけれども、10,874,000千円と。しっかり努力をしていただいておりますのは分かりますけれども、こういう例もあります。同じ宮崎県都農町、これは昔からミカンの産地で、尾鈴山の麓にある日向灘に面した町でございます。ここも9,559人ということですが、令和3年度に10,945,000千円。しかしながら、昨年の1月に総務省のほうから対象団体を除外されておられます。

こういうところの取組状況あたりもしっかり、当然、調べられてはおると思っておりますけれども、しっかりいろいろな産品が八女にはありますので、そこら辺を12億円に増えてはおりますので努力は認めますけれども、まださらなる進展は当然期待できるものだろうと思っております。

佐賀県の太良町、ここも10億円以上、人口は7,000人ぐらいだろうと思っておりますけれども、そういう人口規模の小さな自治体でしっかり実績も残っておりますので、もうちょっとやっぱりそこら辺のさらなる努力が必要ではないかなと思っておりますけれども、いかがですか。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

確かに先ほど議員申されましたように、100億円を超えるような自治体はございます。私どもでちょっと分析をいたしておりますのは、やはり牛肉をはじめとする畜産物、また、海産物、こういったところの生産が非常に強いところがそういった大規模な寄附金額を集めているような状況でございます。

私どもといたしましても、農産物をはじめとする非常にいいものがありますので、それらをきっちり掘り起こしをしてブラッシュアップしていく、商品価値を高めていく、そういったことを取組をしていきたいと思っております。

昨年、寄附金の上限の見直しであったり、返礼品の上限の見直し、また、少し高額の伝統工芸品の追加、家具の追加等の見直しを行いました。これらは、やはり市内事業者の方々のビジネスチャンスを増やしていく、広げていく、こういった取組でございますので、こういった新しいチャレンジをしながら今後もこの制度を活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

さらなる努力をお願いいたしたいと思います。

先ほど部長は、歳入的にはそう悪くはないと、さっきの答弁はそういう趣旨やったですね。ただ、いろいろ課題解決をお願いするほうからすると、大体一番初めに来るのは、ちょっと予算がですねと、現場ではそういう話になるとですよね。もう六、七年前にお願いしておる20メートルぐらいの道路の拡張もそのままのところもあります。ここはもう救急車が入らないから、ぜひとも救急車が入るぐらいの道幅にはお願いしたいということで、同意書までつけて、そういうやつがあるからです。ということは、やっぱりある程度自由に使える資金、歳入が必要だろうということで、こういう質問をさせていただいているところでございますけれども、そこら辺の要するに現場感覚と、役所のほうでそういう執行をしていくほうの立場として、そこら辺、何か意見があればお願いします。

○総務部長（原 亮一君）

先ほどお答えさせていただきましたのは、いわゆる額としてみれば、同じような人口規模のところとそう変わらないような額については、歳入確保はできておりますと。しかしながら、この広大な面積の中では行政需要が大きいので、それに見合う歳出が大きいということで、その財源については、やはり苦勞しているというか、財政的にやはり厳しい状況でございます。現場について大変御苦勞をかけているということも存じ上げていますので、できるだけしっかり円滑な財政運営ができるように努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

先ほど冒頭申し上げましたように、今までできよかったことがなかなか地域でできないようになったと。そういう変化が急激に起こってきておるといことです。

もう稼いで税収を上げるしかないということですよ。いろいろそれぞれ振興課があります。観光振興、商工振興、それから林業振興、今回は一応、農業面に特化してお話を聞きたいと思っておりますけれども、作物によって所得向上の可能性のあるやつがまだいっぱいあると思っておりますけれども、そこら辺はどう考えてありますか。

○農業振興課課長補佐（栗原勝久君）

お答えいたします。

この後にも第6次の八女広域農業振興計画の件でお尋ねしてありますけれども、作物の振興につきましては、関係機関でありますJAを基軸としまして、関係市町、八女市、筑後市、広川町、それから県の普及指導センター一体となりまして、八女地域農業振興推進協議会というのを構成しておりますので、そういった機関で産地の維持発展に向けて取り組んでおります。当然、JAには普通作、野菜、花卉、果樹、畜産等、主要品目が多数ございますので、そういった計画の中で今後の指標として、それを基軸に振興を進めているところでございますので、具体的にここでは申し上げませんが、そういったところで位置づけをさせていただいております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

それでは、今回、第6次八女広域農業振興計画というのが出されております。今、課長補佐が言われましたように、八女地域農業振興推進協議会、度々農業関係の質問のときにはこの組織の名前が出てきておりますけれども、この計画は、ここにずばり書いておりますけれども、農業所得向上の指針としてつくられているだろうと思っておりますけれども、そこら辺はどうですか。

○農業振興課課長補佐（栗原勝久君）

お答えいたします。

御指摘のように、農業所得の増大に向けた計画でなくてはならないと考えております。

この中で重要な点といたしましては、まず農家の実態、営農形態、それから営農ビジョン等に応じた適切な取組を関係機関一体となり支援していくことが重要だろうと考えております。

基本的には農地の所有状況や立地条件、それから確保できる労働力など、様々な実態がございます。それから、農家個々に目標とされる所得目標の設定もございます。そのための対策などを踏まえた、それぞれに応じた適切な取組への誘導支援、それから営農指導、それから当然、経営分析等が必要だと考えております。

具体的には、確保できる労働力の身の丈に合った作物の選択、それから適正規模が必要だと考えております。また、品種構成など、労働力分散面での所得の確保も重要だろうと思っております。

それから、所得増大に向けた規模拡大、こういったことを行う上では、省力化機械の導入を行って、作業時間の短縮、労働負荷の軽減等を図りながら進めていく、そういったことも重要だろうと考えております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

しっかりこれを読ませていただきました。こういう計画を立てるのは大変だったろうな

と。ただ、どうしても納得のいかない部分があるわけですね。現状の今、これを常識でいうと、言っているのかどうか分かりませんが、振興計画でいうと26ページ、品目別課題と振興方策というところのかんきつのところ。3番目、具体的な取組の方策という中の、2番目のこれは27ページになりますけれども、生産量の維持、これ1番目が軽労働化に向けたスピードスプレーヤー等省力管理機械の導入支援、当然のことだろうと思います。10月、12月の最盛期における極早生や晩生など、各地域の特徴を發揮できる品種の導入を推進と、これもそのとおりです。

ちょっと問題だと思えますのは、その次ですね、シートマルチ栽培。マルチドリップ栽培や根域制限栽培等による品質の安定化。これは本当にこれで品質の安定化が図られると、このまま読むとそうなりますけれども、どういう認識ですか。

○農業振興課課長補佐（栗原勝久君）

お答えいたします。

今、計画のかんきつの中での生産維持の中での御指摘だったと思いますけれども、ミカン、かんきつの栽培の歴史を見ますと、昭和40年代からミカンに代わる輸入果実の台頭によりまして、消費者志向の変化等によりまして、生産過剰となり価格が暴落した時代があったと思います。その中で、各産地において優良品種の育成とか栽培方法の研究を進められ、甘くて食味のよい高単価で販売できる果実生産が進んだものと考えております。

その栽培技術の一つとして、シートマルチ栽培が普及したものと認識をしております。時代背景も現在、変わっておりますけれども、現在、一つの指標としまして、マルチシート栽培で収穫されたミカンにつきましては、栽培の方法、より有利に販売されているという認識でございます。

その有利販売ができる栽培方法の生産量を維持することは、そういったことを目標に記載されているものと認識しておりますけれども、これも一つの指標ということで、実際、存在する園地につきましては、当然、そうじゃないものも含めて出荷もされておりますし、圃場の条件とか年齢構成とか、いろんな場面でそういったものを否定するものではないということで御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

同じページに令和5年度から令和9年度までの生産販売目標ということで、数字を上げていただいているところですが、栽培戸数がやっぱりずっと少しずつ減っていく。それに伴って栽培面積も減少する、必然的に生産量も減っていくわけですね。

それで、ここの数字から言って、粗生産額を生産量で割り込んでみると、令和5年度は213円80銭、令和6年度、令和7年度、令和8年度、令和9年度、ここは222円という販売単

価が出てまいります。ほぼほぼ販売単価は横ばい、生産量は減る、当然それは掛け算すれば、減るということは、1戸当たりは別にして、これはもう広川、筑後市も入っていますのであれですけども、かんきつに関しては、ほぼほぼ八女市の分ではないかなと想像します。

次のページ、29ページですけども、梨、こども栽培面積は少しずつ減る、当然、栽培者戸数も減ってくる。しかしながら、私が問題にしたいのは、これは単価も493円から492円と、ここら辺のところで計算をしてありますけれども、単位面積当たりの収量、梨の場合は2,940キロ、2,885キロ、2,800キロ台をここに表示、計算がなされております。

一方、ミカンの場合は、令和5年度から2,413キロ、2,350キロ、2,399キロ、大体2,300キロ台。10アール当たりに計算をします。梨はほぼほぼ、これは結構梨の2,800キロというのは、かなり優秀なほうだろうと思いますけれども、ミカンの場合は、そもそも落葉果樹の場合は、結局葉っぱが大体半年ぐらいの寿命しかありませんので、反当収量というのはそう出らんのですよね。その中でも、落葉果樹の中では梨は結構反収は上がるほうではあります。

ところが、ミカンは2年持とととですよ、去年の葉っぱと今年の葉っぱと。これは国の長い間の先ほど補佐言われましたように、日本のミカンは明治38年、1905年、ここで1万2,071ヘクタール、9万トンの生産量。これが、戦後、特に農業基本法、昭和36年に制定されて、そのときに一緒に果樹振興特別措置法が出されて、ミカンとリンゴ、それと畜産、選択的拡大で大幅に構造改善事業あたりをやって、栽培面積を増やしてきました。

その当時、1本の木に米1俵なるということまで言われた時期があります。昭和35年に6万3,100ヘクタール、このときに103万トン。昭和47年に大暴落をします。ちょうど私らが就農して現役でつくり始めた頃なんです。ミカンで言うと、昭和50年、生産量が366万5,000トン、ここまで膨れ上がります。昭和50年から生産調整を農水省がかけ始めます。15年にわたってミカンを減らすための各種事業が展開されて、結果として昭和48年に17万3,100ヘクタールあった畑が平成2年には8万800ヘクタール、半減しまして、生産量も165万トン、200万トンからの減収で、何とかその需給のバランスを取るという、その延長線上の施策がこの要するに今のシートマルチ栽培あたりにつながっています。まだ生産抑制政策のその名残が、今の栽培技術の中に取り入れられ、これは決して農家の所得向上にはつながらないと思います。

先ほどミカンは2年葉を持っておりまますので、私ももう50年以上現場におりますが、温州ミカンに関しては、基本的には、平均的には5トン、5,000キロから6,000キロ、部分的には反当1万キロ、反当10トンを目指すような作り方をさせてもらって、そういう指導をしているところですが、先ほど言った納税義務者もなかなか増えない。いろいろ自主財源確保には、あんまりふるさと支援寄附金以外につてがないような状況の中で、所得を上げていく——今持っている規模拡大もせず、今の畑のまんまで考え方、つくり方を変えさえすれば、恐らく

2割、3割の所得向上というのは簡単にできると思っています。なかなかずっとやってきたことを一遍に変えるというのは、なかなか簡単なことではないと思いますけれども、たまたま課長が体調不良のために今、補佐が出てきておられますけれども、この第6次八女広域農業振興計画策定会議の構成員名簿の一番上に栗原補佐は記載をされておるところです。この会議の策定の中で、そういう議論が出たかどうか、ちょっとお伺いします。

○農業振興課課長補佐（栗原勝久君）

お答えいたします。

この計画策定につきましては、令和3年度に関係部会、研究会等を含めた意向調査を踏まえ、令和4年度に約1年間、短期の計画になりましたけれども、関係機関、担当者、それから私は企画会議ということで係長、補佐、その中で議論し素案をつくりまして、最終的には幹事会、上部の組織で採択をいただいたと思っております。

今のミカンのかんきつの生産維持の中の一つの各論的にシートマルチの話が出ておりますけれども、実際問題、策定会議の中ではそういう事細かな議論はやっていないといえますか、素案を集約する中で、この技術的な部分については、当然、関係部会、営農指導員も含めたところで県の関係機関を含めて一つの指標として上がってきておりますので、実際、策定会議も段階的にありましたので、私の記憶ではここまで細かい議論はなされていないと思えますけれども、基本的には県の果樹振興計画等も現状の計画においても、品質のよい高度化したミカンブランド化を図っていこうという指針の中で、それに足並みを合わせる形ではないのかなということでは考えております。

実際、先ほど収量の問題も、国の計画では確かにマルチドリップでいくと3トン程度、上には6トンまで、仕立ての問題等もあると思えますけれども、現状で所得を確保していく上で、いろいろやり方といえますか、例えば省力化する上ではSS、防除機等の導入によって、木の仕立てを低木化するとか、そういうことで当然、収量低下を招く、それを高単価で補っていかう、そういった中でシートマルチ、当然、収量ありきではなくて、収量と単価のバランスによって収入という部分もあると思えますので、そういったところも含めたところの一つの指標と理解をしておりますので、単価と収量のバランスを確保できる労働力に応じ選択されている一つの指針だろうと考えております。

○議長（橋本正敏君）

すみません、ここで市民部長から発言の申出がっておりますので、発言を許します。

○市民部長（牛島憲治君）

先ほど私の答弁の中で、標準税率1.4%で現在、八女市のほうが1.6%ということでございますが、こちらにつきましては、総務省のほうから承認をもらいまして、超過課税ということでございますので、おわびをして訂正をいたしたいと思えます。（231ページを訂正）

○12番（堤 康幸君）

超過課税で認識していいということでした。

この振興計画の2,300キロ台の反当10アール当たりの収量というのは、実を言うと、今、国の統計上いくと、そう少なくないと思います。それでも1割5分から2割ぐらい多い。昨年、ミカン是非常に全国的にいろいろな意味で不作になりまして、令和4年度は結果樹面積が3万6,200ヘクタール、10アール当たり収量は1,880キロなんです、国はですね。大体2トン、2,000キロからここら辺のところまで国は推移。さっき言ったように、国は当然なんです。抑制政策の延長線上でやっていますので、要するに農水省は思うつぼで政策がきちっと実現している。

ただ、最近、果樹農業振興を図るための基本方針というのが令和2年度の4月30日に農水省から出ておりまして、その2ページ、第1の(1)の2、国内外の情勢の変化ということの中のアイウエオでいうと、イ、これまでの果樹政策ということの中に、温州ミカンは供給過剰基調であったと。需要に即した生産と価格安定を図るために、生産抑制的な施策を講じてきたというのをはっきり明記しております。

その中の21ページですが、今政令指定品目の目標として「うんしゅうみかん」、平成30年に77万4,000トン、令和12年に78万4,000トンの目標を立ててあります。どっちかという増やさないかんという状況になっております。昨年は68万2,200トンやったですかね。昭和30年代の生産量に落ち込んで、一時からすると300万トン以上減少しておるという状況の中で、先ほどこの振興計画の中でも単価は変わらないと。単価は生産者で自由になかなかできんとですよ。直売する人は自分で値段をつけて出しますが、普通、市場対応する場合は、需要と供給のバランスとか、いろいろな流れの中で決定がされますけれども。生産量は自分で決めるわけですよ、生産者ですから。それをあえてこういう低い、取れないような栽培方式を取るというのは、決して所得の増大にはつながらないんじゃないかなと思っておりますが、八女市には農業技術部というのがありませんので、技術的な質問がなかなかできません。県議にお願いするしかないわけですが、国策として、ミカンを減らす、生産量をずっと減らしていくという流れが昭和50年からもう48年間続いてきておる結果がこういう状況になっている。早くそこに気づいて、水を減らす、肥料を減らす作り方じゃなしに、どんどん水をやって、どんどん夏場に栄養をきかせて量を取ると、こういう作り方に転換することによって、当然、今かんきつに限ってでありますけれども、収入は今の規模のまんまで増えるというのはまず確実なことだと私は信じておりますし、そういう考え方で今、九州中を回らせていただいているところでございます。

そこら辺のところもそういう会議に私には出られませんので、ちょっとそういう話は普段しておりますので、令和9年度まで計画が出来上がっておりますけれども、変えさえすれば、

本来ならもう生産者個人が気づいて早く転換すれば、おのずと——結局その第1次産業が元気でないと、商工業、観光業にも波及しませんので、そこら辺は非常に農業所得の向上というのは大事なところだろうと思っています。

だんだん人口も減ってくるし、いろいろな政策課題も増えてきますので、そういう面で執行部としては大変なことだろうと思いますけれども、結局何よりもそういう施策を実現していく課題を解決していくためには、財源が必要だと、当たり前のことですけれども、思っておりますので、そういう意味で、ちょっと提案も含めて非常に回り込んで伺いをいたしたところでもあります。

結果としては、こういうしっかり自分の所得を自分で向上させるために、ミカンの生理・生態等をしっかり考えると、今の栽培方法は決して所得の向上にはつながらないと思っておりますので、今後、そういう何かの機会に、にわかには信じられないかもしれませんが、しっかりと反当収量5,000キロ、6,000キロ取って、ミカンで、かんきつで堂々と生活してある、しっかり税金も納めてある農家もたくさんおられますので、そういうところも含めて考えられたらどうかと思います。

今後また一段と農業振興課に対しては農業振興を促進していただいて、農家所得の向上に頑張ってくださいようお願いを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

12番堤康幸議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩します。

午前11時8分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

2番花下主茂議員の質問を許します。

○2番（花下主茂君）

皆様こんにちは。本日、傍聴席にお越しの皆様、またインターネット中継を御覧の皆様ありがとうございます。

議席番号2番の花下主茂でございます。2回目の一般質問ということで、まだまだ言葉足らずな部分があるかと思いますが、皆様の胸を借りる思いで臨ませていただきます。

まずは7月の豪雨災害におきまして、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

八女市各地で豪雨災害が発生し、私の地元においても河川から越水するなど、改めて自然の脅威を感じたところでございます。

特に上陽町においては、一部孤立状態となる集落も発生したとのことで、私も被災箇所へ現地確認しに参りました。その際に、被災された住民の方からうれしいお話を伺っております。その方がおっしゃるには、被災し、自宅敷地内からの土砂の搬出で大変疲れ切っているときに、真っ先に保健師さんが健康状態はどうですかと現地に来られたとのことです。そして、罹災証明につきましても、市の職員が現場に来て申請してくれたと、心温まる行政の対応に感動されておりましたので、この場をお借りして、その御報告と職員の皆様の迅速な対応に敬意と感謝を申し上げるところでございます。

さて、通告しておりますとおり、本日は大きく3点について質問をさせていただきます。

1点目に災害時における行政の対応について、2点目に土橋商店街建物一部倒壊に伴う対応と市内の空き家管理状況について、3点目に一般国道3号広川八女バイパスの事業計画についてお伺いいたします。

詳細につきましては、質問席より質問をさせていただきます。簡潔明瞭な質問を心がけてまいります。執行部の皆様におきましても、本日傍聴にお越しの皆様、そしてインターネット中継で御覧になっている市民の皆様にも分かりやすい言葉で御答弁いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○市長（三田村統之君）

2番花下主茂議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、災害時における行政の対応についてでございます。

避難所の設置箇所が適正であるかというお尋ねでございます。

避難所のうち、24か所の指定避難所につきましては、公共施設の中から旧小学校校区単位につき一、二か所程度設置をしております。また、自主的に避難できる避難所として、その他避難所を93か所定めております。地域の実情に応じて適正に設置していると認識をいたしております。

次に、災害時における医療的ケア児・者への対応についてでございます。

災害対策本部において、医療救護班が応急医療救護や医療機関及び団体との連絡調整を行うこととし、緊急時に備えております。

次に、災害時における孤立集落への物資等運搬についてでございます。

地域防災計画において、被災住民への基本的な対応を定めております。

孤立集落が発生した際は、災害対策本部として自衛隊等、関係部署、機関の協力の下、迂回路の確保や物資輸送を行う体制を取っております。

次に、土橋商店街建物一部倒壊に伴う対応と、市内の空き家管理状況についての御質問でございます。

まず、倒壊の原因についてでございます。

倒壊のきっかけとなった直接の原因については特定されておりましたが、市におきましては、老朽化が原因ではないかと捉えているところでございます。

次に、危険度チェック及び事前の対応についてでございます。

土橋商店街の建物におきましては、状況を確認し、関係者の特定を進めながら、適正管理を促してきました。

また、倒壊当日は早朝から現地確認を行った上で、関係者に直接お会いして状況説明を行った結果、解体を行う意向の確認が取れていたところであります。

次に、市内における空き家の現状と今後の対応についてでございます。

空き家の数につきましては、全国的に増加しており、本市においても同様の傾向であります。

今後の対応につきましては、空き家等の実態調査や行政区長等からの情報を基に、所有者等の責務として空き家の適正管理を促すとともに、必要に応じて法に基づく措置も視野に入れて進めてまいります。

次に、一般国道3号広川八女バイパスの事業計画についてでございます。

まず、地元説明会の開催についての御質問でございます。

一般国道3号広川八女バイパスは、今年度より新たに事業化されています。地元への説明は国とともに丁寧に行ってまいります。なお、現時点では具体的な実施日は決まっておりません。

次に、費用便益分析BバイCについてでございます。

新規事業採択時評価において、一般国道3号広川八女バイパスの費用便益分析結果につきましては、1.3となっております。

最後に、事業化に伴う予算計上の詳細についてでございます。

令和5年度予算については50,000千円が計上されています。今後、測量等の調査設計を行うと聞いております。

以上、御答弁申し上げます。

○2番（花下主茂君）

御答弁ありがとうございます。

1点目に災害時における行政の対応について、避難所の設置箇所が適正であるかどうか、またその判断基準についてお伺いさせていただきます。

一例として挙げさせていただきますが、今回の豪雨におきましても、吉田交差点の改良及び下流部での貯水池整備によりある程度の成果は見受けられたと話は聞いておるところでございますが、長峰小学校の前を通る道路は冠水により一時通行止めとなりました。しかしながら、この長峰小学校におきましては、指定避難所として設定されているため、避難所がか

えって危険な状態になる可能性が考えられます。もちろん、災害というのは豪雨だけではございませんので、そこは臨機応変な対応をされているかと思いますが、災害時の避難箇所の設定について行政としてどういった手順を経て設定をされておりますでしょうか、お伺いいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

近年、全国的に激甚災害が頻発する中で、八女市においてもいつ大きな災害が発生するか分からない状況でございます。そのような中で、八女市全域で指定避難所24か所、その他避難所93か所を設置しておるところでございますが、これにつきましては、八女市地域防災計画で定めさせていただいております。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

すみません、多分、私の質問の言葉が足らなかったと思いますが、災害時、災害が発生したとき、または予見されるときに、行政の避難所の設置の流れについて詳細をお聞かせください。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

まず、災害が予見される際には、自主避難所、これは本庁、各支所の6か所でございますが、まずその自主避難所を開設いたします。その後、指定避難所を順次開設していくこととなりますが、災害の状況におきまして、先ほど申し上げましたように、指定避難所24、その他避難所93、八女市全域で満遍なく設置をしておりますので、基本的には指定避難所を優先的に開設いたしますが、状況に応じて、今回の場合でいきますと、長峰小学校の周りの道路が冠水しておりましたので、指定避難所を開設するに当たり、その情報が入っておりましたので、地元の行政区長に御相談しながら、代替として福島高校に開設いたしました。そのように状況に応じまして運用を行っておるところでございます。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

特に災害時になりますと、情報が錯綜してしまうこともありますので、実際に現地の状況というものが、なかなか情報につかめない場合もあるかと思えます。今御答弁いただきましたとおり、長峰小学校につきましては、そういった行政区長とのお話合いの中で福島高校で設置されたというお話でございましたが、例えば、中山間地域など特に山手のほうではございますが、現地の確認がなかなか難しいような状況も想定されると思えます。そういった指定避難所については、特に職員も配置されるかと思えますが、実際に現地に行つての確認と

いうこともされておりますでしょうか、御答弁お願いいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

避難所を開設する際に、その災害状況、気象情報というのは確認を行いながら進めておるところでございます。また、各支所においても、第一整備室、第二整備室も含めて現場の確認は行っているところでございます。

○2番（花下主茂君）

現場のほうに確認をされるということで、大変危険な状況も把握されるかと思いますので、職員の皆様には感謝申し上げますところでございます。

大雨ということであれば、ある程度の想定は可能かもしれませんが、今回の線状降水帯のように想定を超えることも、ここ数年頻発しております。そういった中で、今回、上陽町においても一部集落孤立が発生しており、詳細な現状の把握、確実な避難所の設定は難しいと思われませんが、住民の命を第一に守るために引き続き御対応のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、災害時における医療的ケア児、医療的ケア者への対応についてお伺いさせていただきます。

これも豪雨災害後に避難地域にて伺ったお話の一つでございますが、昨日、同僚議員の質問でも言及されておりましたし、一部孤立した地域にて、翌日に病院での透析を控えている透析患者がいらっしゃったが、身動きが取れない状況の中、大変困ったというお話を伺っております。結果、その方は孤立状態発生の翌日の夕方に孤立地域から移動ができたということでした。しかし、身動きが取れない状態の中で、周囲の方が職員に対してドクターヘリの要請をお願いしたということでしたが、それは対応できないという回答であったと聞いております。もちろん、災害時には情報が錯綜してしまうため、この対応の詳細についてはお伺いいたしません。こういった透析患者や、あるいは妊婦など、また日常的に人工呼吸器を使用している方など、医療的ケア者が被災地にて孤立してしまった場合に市としてどういった対応を取られているのか、またそれを想定した行動マニュアル等がございましたら、御説明をお願いいたします。

○議長（橋本正敏君）

議場の方に申し上げます。電子機器の使用につきましては、音が鳴らない設定にいま一度御確認をお願いします。よろしく申し上げます。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

まず、今、議員おっしゃった上陽町の上横山の透析をされてある患者さんの市への問合せ

の件でございますが、私どもも上陽支所のほうで確認しましたら、区長が市の本庁か、上陽支所かちょっと分からないということをおっしゃられて、私どもも確認をいたしました。ドクターヘリについての問合せを受けた職員の確認はできていなかったところでございます。仮にそういうドクターヘリの要請とかがあった場合に、市のほうでそれができるとかできないとかという判断をすることはできません。お尋ねになれば、当然相談に乗るべきだと思いますが、ドクターヘリを呼ばれる際には119番通報ということになってこようかと思っておるところでございます。

それから、ケアが必要な方の支援ということでございますが、避難所におきましては、避難所を開設する際、職員が従事することになりますが、その開設と、あと運営のマニュアルを作成しております。それについて、準備や運営、それから緊急連絡先とか、そういうものを記載しておりますので、そのマニュアルに沿って対応しているところでございます。

○市長（三田村統之君）

避難所内の個人的な対応については、今、課長から説明がございましたけれども、要するに集落単位でいろんな集落が封鎖されて、おっしゃるように、集落の中に住んでいる方々がどういう状況であるかというのは全く分からない。平成20年7月14日に大災害がございましたけれども、このときも星野村で、とにかく道路が全部寸断されていますから、星野村はもちろん閉鎖されております。それで、その中でも2集落が全く電話も使えない状況でございましたので、大変心配になりまして、病気の方もいらっしゃるでしょうし、食料の問題だとか、あるいは子どもたちの問題とか高齢者の問題、どういう状況であるかというのが分からないものですから、自衛隊に依頼をしまして、自衛隊に八女消防本部の職員を乗せて、そして集落の上からロープで消防署の職員を降ろして、そして集落の中の状況、例えば、こういう薬品が要るとか、食料、水が欲しいとか、そういうものを集約して、それを翌日またヘリで降ろしていくという対応をやった経緯もございます。病状の内容によつての対応だと思いますけれども――ただ、私どもは御承知のとおり、八女市内に4か所、ヘリポートを造っております。このヘリポートは非常に効果的で、例えば、矢部村で何かあったときに、矢部村から久留米大学まで行くのに2時間近くかかりますよね、救急車で行っても。それを10分で行くんです、久留米大学のヘリポートまで。そういう対応はしておりますので、できるだけ議員おっしゃるように、私たちはお一人お一人の命を守っていくことが大前提でありますので、今後とも十分検討しながら、どう対応していったらいいのか研究をして、また久留米大学あたりとの連携もしっかり取りながら、進めていかなきゃいかんと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○2番（花下主茂君）

補足までいただき、ありがとうございます。

今、市長御発言されましたように、市内に4か所、ヘリポートがあるというお話でございました。分かる範囲で構いませんが、年間にどれぐらい使用、利用がされておりますでしょうか、御回答お願いいたします。

○健康福祉部長（坂田智子君）

申し訳ございません。資料を持ち合わせておりませんので、ここで回答は差し控えさせていただきます。

○2番（花下主茂君）

承知しました。

先ほど市長の補足の中で、もちろん臨機応変な対応、今後も研究していきたいという御発言がございましたが、やはり緊急時に、いざというときにある程度の行動のマニュアルというものが必要かと思いますが、行政としてそういった行動マニュアル等はございますでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

先ほど避難所にお越しの際の分については、開設、運営をマニュアルに基づいて、マニュアルがございませうという御説明をさせていただきましたが、その内容としましては、まず従事する職員が受付のときに体調など聞き取りを行いまして、配慮が必要な方については簡易ベッドやテントなどを優先的に配付するようにいたしております。

また、避難される箇所についても、例えば、トイレに近いところでありませうとか、あと空調設備のある部屋などを優先して案内をしておるところでございます。

また、聞き取りの体調に応じまして、その後、医療救護班へ引き継ぐようにしておるところでございます。

○2番（花下主茂君）

今回の線状降水帯、あるいは台風など災害発生が予見される場合もございませう。もちろん、それぞれの方でかかりつけの病院との連携も事前にあるかと思いますが、そういった方に対する市としての事前の対応についてもお伺いいたします。また、そういった対応の中で公立八女総合病院との連携も必要になってくると思いますが、こういったケースも含め、災害時の連携体制はどのように取られているのか、お聞かせください。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

災害時における、例えば、在宅医療患者の皆さんへの対応につきましては、県が作成しております災害時における保健活動マニュアルに沿って対応しておるところでございます。

また、八女市の災害対策本部の医療救護班が八女筑後医師会等々と連携をしながら対応に

当たっておるところでございます。

また、防災安全課としましては、高齢者や障がいがある方など、災害時に1人では避難することが困難な方につきましては、事前に個別避難計画を作成しまして対応に当たっているところでございます。

○2番（花下主茂君）

公立八女総合病院との連携はいかがでしょうか。

○健康福祉部長（坂田智子君）

お答えいたします。

平常より医療救護班としましては、八女筑後医師会、その中に当然公立八女総合病院も入ってきますので、そこを通じて連携をしながら、救急病院、それから透析というのが非常に大きい問題となっておりますので、そういった医療機関の把握をしながら、連携を行っているところでございます。

○2番（花下主茂君）

次に、災害時における孤立集落への物資等の運搬について伺いいたします。

今回の豪雨災害での一部集落の孤立については、先ほどから言及しているとおりでございますが、八女市は特に中山間地の面積が広く、またその中に集落が点在している。そして、その集落へつながる道の多くが狭く、平常時においてさえ車での離合が難しいようなところが散見されます。先ほども市長からお話ございましたが、また今回の議会の中でもお話ございましたが、平成24年の災害でも、市長自ら自衛隊へりに搭乗され、孤立集落の把握をされたという話もございました。そういった中において、今後も大規模な災害時には孤立集落発生の可能性が極めて高いと想定できますが、孤立状態に陥ったときにいかに素早くそこに暮らす住民に支援を届けられるかが行政に求められていると思います。

その中において、早急な孤立状態解消が難しい場合には、例えば、これまでは人力による物資の運搬、もっと言えばバケツリレーで物資を届けるということもあったかもしれませんが、中山間地域では高齢化率が高くなる傾向にある中、今後そういったことは現実的ではございません。同僚議員が言及されておりましたが、過去の議会の答弁におきましても、災害時のドローンの活用について御発言があったかと認識しておりますが、現状はどのような状況でございますでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

孤立集落が発生した際に、その対応といたしましては、まず寸断された道路がどれくらいで復旧するのか、また迂回路の確保はできるのか、そういった確認をした上での対応になるかと考えているところでございます。

孤立集落が発生して、道路が使えないと、それが数日間かかるといった場合には、議員おっしゃるように、ヘリコプターでの輸送が必要になると考えておるところでございます。そのヘリコプターによる救助や救援につきましては、自衛隊や消防本部へ派遣要請を行う体制を整えているところでございます。

ただ、今おっしゃったドローンにつきましては、離着陸のために要するスペースが小さく可能でありますし、またヘリコプターが飛行できないような気象状況でも飛行が可能ということで、医薬品とかそういった緊急に搬送が必要な場合に、軽量なものになってこようかと思いますが、大変有効であると考えておるところでございます。私も先日からインターネットのほうで自治体で導入してあるところがあるか確認しましたが、あまりまだ数は多くないみたいですが、例えば、山間部とかをお持ちの自治体で実証実験を行ってあるところもあると確認しておりますので、今後とも災害時の物資等の運搬について、ドローンの活用も含めて様々な角度から研究したいと思っております。

○議長（橋本正敏君）

ここで健康福祉部長から発言の申出がございましたので、許可します。

○健康福祉部長（坂田智子君）

先ほど八女市が設置している4か所のドクターヘリポートの使用状況ということで御質問がありました。その件については、令和4年度が合計で19件使用しております。

○2番（花下主茂君）

19件ということで承知いたしました。

ドローンの内容に戻りますが、過去の議事録を見ておりますと、平成24年の災害後の議会でも稼働が1台だったと記憶しておりますが、現状何機配備されておりますでしょうか。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

災害の現地調査も踏まえまして、今、八女市では2台配備いたしているところでございます。

○2番（花下主茂君）

ドローンの活用は災害時だけでなく、例えば、橋梁の点検であったりとか、この後の質問でも取り上げますが、危険家屋の点検などでも活用が期待されます。災害時には担当職員の皆様に大変な御苦勞をおかけしていると思いますが、職員の皆様の負担軽減及び安全面の向上に向けてもぜひ積極的な活用をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目に土橋商店街建物一部倒壊に伴う対応と、市内の空き家管理状況についてお伺いいたします。

先月8月17日の午後11時半頃、土橋商店街の建物の一部が市道を覆うような形で、突然倒

壊いたしました。幸いにも人的被害は発生しなかったとのことですが、倒壊時にはすぐ近くを歩行者が歩いており、とても危険な状況であったと聞くところでございます。

私も翌早朝に現地を確認しに参りましたが、当該市道は一時通行止めになったものの、豪雨災害同様に関係各所の御尽力と職員の皆様の素早い対応により、現在は解体作業が進んでいると話を聞くところでございます。

一方、この土橋商店街についてですが、実は6月22日に中央アーケードの一部が突然崩落しており、近隣の方から早急に対応してほしいとお声も上がっていたところでございました。その際、私も担当課にお話ししましたところ、当該建物は個人の所有であり、また所有者が複数にまたがっているために早急の対応は難しい状況にあると回答いただいていたのは私自身記憶に新しいところでございます。

そこで、改めて当該土橋商店街について、建物及び土地の所有がどのような状況なのか、あくまで個人の持ち物でございますので、回答が可能な範囲でお答えをお願いいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

当該土橋商店街につきまして、まず土地の所有者については複数名、建物の所有者等につきましては二十数名の方がいらっしゃいます。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

崩落の原因についてですが、先ほどの市長の御答弁より、市としては老朽化が原因ではないかと捉えているとございました。しかし、老朽化については、以前から認識されていたことであると思います。近くにある土橋市場も含め、戦後の闇市から成立した歴史のある商店街でございますので、70年以上前に建設されていることになるわけですが、八女市の伝統的建造物群保存地区にも指定されていると認識しております。いわゆる伝建地区ということであれば、その保存に向けて市としても対応が必要であったと思いますが、これまで対応などされてこなかったのでしょうか、経緯等も含めお答えをお願いいたします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

議員御質問の建物につきましては、八女福島の伝統的建造物群保存地区内に位置はしておりますが、将来にわたって保存をしていくという特定された建築物、いわゆる特定物件という物件ではございません。ですので、伝建地内にある通常の建物と同じような対応を今まで取扱いをさせていただいたところでございます。

以上です。

○2番（花下主茂君）

周辺住民からのお話を聞いておりますと、多くの方が伝建地区に含まれているので、建物自体も伝統的建造物、いわゆる特定建造物でよろしいでしょうか、の保存の対象であると思われる方が大変多くいらっしゃいます。改めてその点の周知をお願いいたします。

次に、先ほどの質問に重なる部分でございますが、危険度のチェック及び事前の対応についてお伺いいたします。

老朽及び危険家屋については、一定の条件の下にその除却に対して補助が出るというお話でございますが、いかがでしょうか。また、補助の利用状況についても併せて御回答お願いいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

老朽危険家屋の除却に対する補助でございますが、現在、本市では老朽危険家屋等除却促進事業を令和元年度から実施をしておるところでございます。

この事業は、先ほど申し上げましたように、老朽危険家屋を除却する方に対しまして補助金を交付するものでございますが、その内容といたしましては、解体費及び除却費に係る経費の3分の1でございます。300千円を上限に補助を行っておるところでございます。市が除却された方へ交付した補助金の2分の1の額を空き家再生等推進事業を活用して国から交付金を受けておるところでございます。

事業の実績といたしましては、これまで令和元年から令和4年度までの4年間でちょうど件数が100件で、補助額が29,229千円となっております。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

今、八女市から最大300千円までの除却補助について御回答がございましたが、その条件の中には申請前の事前調査というものが含まれているかと思えます。これはあくまで建物の所有者が補助申請、つまり除却をすることが前提にあるかと思えますが、例えば、近隣住民などの第三者から八女市に対し危険家屋について通報等があった場合、危険度の調査というものは対応されておりますでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

危険家屋につきましては、近隣の住民の方であったり、行政区長であったり、防災安全課のほうにお話をいただくことがあります。その際の対応といたしましては、まず現地に行きまして、外壁、それから屋根、そういったものを目視しながら、確認した上で直接面会、それから文書、電話等で適正管理の促進をお願いしているところでございます。

○2番（花下主茂君）

では、付随いたしまして、今回の土橋商店街については、通報等いかがでしょうか。これまでであったのかなかったのか、あれば何件あったのか、御回答お願いいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

記録として残っているものになってまいりますが、まず一番最初に平成27年度に窓枠が壊れておるという連絡を受けまして、所有者などの関係者の方に直接会って、また文書等で適正管理をお願いしているところでございます。また、その後も平成28年度、平成29年度、平成30年度にも、これは通報があったかどうかというのは記録にないんですが、対応としましては、適正管理についてお願いをしましたが、対応していただけなかったということでございます。あと令和2年度には、あそこのアーケード内に通路がございまして、ここも民地になっているんですが、そこに子どもとかが入ったら危ないと御連絡をいただきましたので、所有者の方をお願いをしまして、アーケードの出入口に防止するためのロープを張るなどの応急処置を行っていただいたところでございます。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

今回、行政代執行について資料を頂いております。今回の土橋商店街については、その取扱いに対して、これまで行政代執行及び略式代執行について検討はなされておりましたでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

行政代執行につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法で最終的に法に基づいて対応した上で行政代執行という形になるようになっているんですが、まず所有者を特定しないことには、その後の勧告であったり、命令等々を出すことができませんので、この該当空家家が長屋になっておまして、その中で所有者を特定できないところもございましたので、これまで法に基づく手続といたしますか、そういう対応を検討はしましたが、できずにおったということでございます。

○2番（花下主茂君）

現状改善、適正管理について通知を出せなかった、所有者が分からなかったので出せなかったという認識でよろしいでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

議員先ほどおっしゃいましたように、6月22日に一部倒壊がありまして、その後の対応でございますが、所有者等の再調査、片方では不明な分の再調査を行いながら、はっきり分

かっている分については、文書にて、こういう状況をお知らせする中で、適正管理をお願いしたところでございます。

文書を受け取られて、市に連絡いただいた所有者などもいらっしゃるようで、そのほとんどの方は現状を理解していただき、解体の意向を示されておりました。ただ、先ほど申しましたように、当該建物が長屋となっておりますので、単独の解体ができないために、連絡がない方に文書を再送するなどして、所有者全員の意向の確認をしておる途中でございます。所有者の自らの責務としまして、空き家を解体されることが一番望ましい形でございますので、全所有者の同意が得られれば、その二十数人おられる中の積極的に解体を進めたいと思っていられる方がおられましたので、その方を代表にして、解体を進めていただく方法も研究していたところでございます。ただ、先ほど申し上げますように、一部の空き家の所有者が特定できておりませんでしたので、倒壊まで引き続き調査を行っている状況でございました。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

では、市長にお伺いをさせていただきますが、御答弁の中で伝統的建造物、特定の建造物に含まれていないので保存の対象になっていないということでございましたが、老朽化については、市役所の目と鼻の先でございますので、以前から認識されていたと思います。頂いた資料によれば、行政代執行を行うには事前の勧告と相当の猶予期間が必要であり、ハードルとしては高いと推察いたしますが、であれば、なおさら早期での対応が必要だったのではないのでしょうか。一部NPO法人の活動もあったとのことですが、早い段階でその活動を支援し、活用に向けてかじを切るのか、それとも取り壊しに向けてしっかりと所有者を把握し、そういった方向にかじを切るのか判断していれば、今回のような崩落は未然に防げたのではないかと思います。市長いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

議員おっしゃるように、できるだけ早く把握をしてということですが、それはもう市民の皆さん方も状況については理解していただいていることと思いますが、現実的にはなかなか、例えば、所有権が4人もいらっしゃる、そういう所有権の問題ですとか、いろんな問題がございますし、また、こういう問題は全体的に把握していかなきゃいかんということでございますが、何せ土橋商店街だけではなくて、全地域、非常に古い家屋や商店、様々な状況の中の課題を持つ住居というのは八女市全体からいってもたくさんございまして、そういう面です。できるだけ早く取り組むことは極めて重要だと思いますから、これからもできるだけ努力はしていきますけれども、なかなか地権者が何人でもいて、3人はいいけど1人はどうしてもできないとか、ほかの課題でもたくさんこういうケースはあるんです。ですから、時間と労

力が非常にかかりますので、その点はひとつ御理解をいただきたいと思っておりますので、努力はしてまいります。

○2番（花下主茂君）

今御答弁で、もちろん八女市全体でそういったものが散見されるので、1件に対しての把握がなかなか難しいという御回答かと認識いたしましたが、次に市内における空き家の現状と今後の対応について質問させていただきます。

まず、市内の危険家屋について現状どれくらいの戸数があるのか、お聞かせください。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

空き家の件数につきましては、平成28年度に空き家等実態調査を市のほうで行いまして、現地調査の結果、使用実態のない可能性が高い建物と判定されたのが1,529件ございました。そのうち、現況のままでの利用が不可能な空き家は569件と判定がされたところでございます。

現在、具体的な件数につきましては、毎年、空き家になる建物、それから市が行っております除却促進補助事業以外で解体される空き家もございまして、具体的な数字はつかんでおりませんが、老朽危険家屋への対応としましては、平成28年度に行いました調査結果をデータベース化しまして、防災安全課と各支所まちづくり推進係が現地調査を行いながら、また先ほど申し上げましたように、行政区長や地域の方々からの情報を基に適宜情報を更新しながら、把握に努めておるところでございます。

○2番（花下主茂君）

今回は土橋商店街を中心に危険家屋について質問させていただきましたが、八女市全体の空き家の数は人口減少の中で今後も急増していくことが予想されます。一方で、空き家を解体し、更地にすると固定資産税の特例適用対象外となり、固定資産税が跳ね上がることを避けるために解体時期を延ばすケースも散見されます。その中で、老朽化による危険家屋の戸数激増は避けられない現状にあると思います。土橋商店街は昭和20年代には土橋銀座と呼ばれるほど大変にぎわっていたと話を聞くとところでございますし、歴史文化として残すべきものは残さなければなりません。空き家の利活用も含め、今後より積極的な対応、対策をお願いし、次の質問に移らせていただきます。

最後となりました。3点目に一般国道3号広川八女バイパスの事業計画についてお伺いをさせていただきます。

この内容につきましては、前回の6月議会にも質問させていただいた内容と重なる部分もございりますが、その後の経過も含め質問をさせていただきます。

まず、地元説明会の開催についてですが、前回の一般質問におきましても、まずは事業計

画においては特にルートが重なる地域においてしっかりと地元の説明会をしていただきたいと要望を申し上げているところがございますが、さきの答弁においては、事業化が決定していない、また国のほうでも具体的な方針が決まっていないために市として住民へ説明できる段階ではないという御回答でございました。しかし、今回、事業化が決定し、当初予算としても50,000千円の予算がついております。改めてお伺いいたしますが、そのことも含め、地元への説明会は開催されておりますでしょうか、もしくは開催予定はございますでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

地元説明会につきましては、前回は答弁いたしましたし、年度当初の広報にも掲載しましたが、新規事業が決定をいたしましたので、当然地元への説明は国とともに丁寧にやってくつもりでございます。

ただ、現在、国のほうで当然最初の測量等の準備をされていると思いますけれども、そちらの説明会の具体的な日程についてはまだ決まっていないという状況でございます。

○2番（花下主茂君）

今の御答弁によりますと、時期は未定だが開催する意向はあるという認識でよろしいでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

必ず開催させていただきます。

○2番（花下主茂君）

地元の多くの意見としては、やはり市民に選ばれた市長のお言葉での直接の御説明を期待しております。もちろん事業主体が国であることは重々理解した上で申し上げるところでございますが、これまでがそうならないがため、計画に納得されていないというお声も大きいのではないかと推察されます。いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

この国道3号のバイパスにつきましては、今日までいろんな経過がございましたけれども、ようやく議員おっしゃるように、今年度50,000千円とりあえず予算措置をいただくことになりました。ただ、具体的に路線がはっきり、これから国も検討してまいるだろうと思うし、路線が極端に変わることはないと思うんですけれども、いろんな検討を設計していく上で将来の展望も含めて検討する時間が当然必要で、50,000千円予算措置ができたから、すぐ説明できると、そんな簡単なものじゃないと私は思っております。したがって、国土交通省と協議をして、お互いにじゃこの時点なら地元にも説明してよかろうという合意ができた時点で私も説明を市としてやることは当然のことであろうと思っておりますが、現時点で私から御説明するという事は難しいと思っております。

○2番（花下主茂君）

では、次の質問に移らせていただきます。

こちらは国交省の資料を取り寄せたものでございます。先ほども御答弁いただきましたが、こちらにもバイパス事業の費用便益分析について記載がございます。BバイC、すなわち便益を費用で割った数値が1以上になれば、事業効果が見込めるというものでございますが、見込める便益が342億円、開発コストが、維持費まで含めて272億円で、数値は1.3となり、この説明資料でも事業効果があるという内容でございます。

まず、この分析についてですが、国主導だと思いますが、八女市としては分析の調査に関わっておりますでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

このBバイCにつきましては、あくまでも事業主体が算定するものでございまして、八女市として関わったことはございません。

○2番（花下主茂君）

さきの議会におきまして、市として久留米立花線は生活道路として、そしてこの国道3号バイパスについては、トラックなどの通過交通としての利用を想定し、要望しているという回答がございました。確かにこちらの資料におきましても、通過交通と切り離すことで現国道3号への大型車の混入率を下げるとありますし、バイパスへ動線を持つていくことによって物流活動や沿線の企業活動に寄与とあります。しかし、そうなれば、市内の中心部を通過せず、通り過ぎるだけとなり、お隣の広川町や県境の熊本県に利益が生まれるのは素人ながら想像ができますが、市内の経済活性化として逆効果だというお声も多く聞こえてまいります。

これまた、さきの議会におきまして市長より直接御答弁いただいた内容でございますが、現在の国道3号が整備される際、旧国道3号、いわゆる土橋や清水町など福島の商店街の方からは非常に反対が強かったと御発言がございましたが、これは町なかを人が、あるいは車が通らなくなることによって地域経済が衰退することを懸念したからこそだと思えます。実際、先ほども申し上げましたが、土橋商店街については、旧国道3号沿いだったことも影響し、土橋銀座と呼ばれるほど大変にぎわっていたということでございますが、現在の国道3号ができてから徐々に現在のシャッターが並ぶような状態になってしまいました。

改めて、今回の1.3という事業効果について、試算に関わっていないということではございましたら、その点、市としてはどのように捉えておりますでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

お答えをいたします。

確かに通過交通が増える、通り過ぎるだけになるんじゃないか、そういう面もございませうけれども、前回、市長答弁もございましたとおり、やはり八女東部へのアクセス等も向上させ、またそのバイパスを生かすというのは今後の市のまちづくりにかかってくるものではないかと思っております。

費用便益1.3という数字が出ておりますけれども、これは私個人の意見なんですけれども、ある記事で東北で東日本大震災が起きましたけれども、そのとき震災が3月11日で起きたけど、その1週間前に大きな国道が開通しまして、それがBバイCが1.01と、1をわずかに超えた道路だったんですけれども、その後、津波で大部分の道路が破壊され、通行が困難になりましたけど、その開通したばかりの道だけが残ったと。それで、緊急輸送、そういうものに大変役立ったと。やはり八女市も大変災害が多い地域でございませうので、また今回の大雨でも国道3号、現道が吉田交差点、それから広川町においてかなりの冠水で交通が麻痺したと。そういう費用便益だけではなくて、災害に強い道路、そういう面も含めて市としてはどうしてもこの道路が必要と考えております。

以上です。

○2番（花下主茂君）

ただいま御答弁いただきましたように、このバイパスを利用して市内を活性化させていく、取付道路や周辺整備についても今後想定されていると思いますが、さきの議会の答弁では、そういった試算はできていないという御回答でございました。また、昨日の担当課長の御答弁の中でも、バイパス完成によって光友地区の活性化が期待されると明言されておりますが、活性化と明言される以上、今回でいえば国の試算ですが、市としての分析も1以上であるということだと思えます。市も分析をなされておりますでしょうか、改めてお伺いさせていただきます。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

この国道3号バイパスに関しましての費用便益、そういう試算については行っておりません。

○2番（花下主茂君）

最後の質問内容でございませうが、先ほども質問の中で触れましたが、事業化が決定した中で、今年度当初予算として50,000千円が計上されておりますが、その詳細について把握されておりましたら、御回答お願いいたします。

○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

詳細につきましては、まだ国から具体的なことは聞かされておられませんけど、通常、道路

事業ですと、まず測量をやらないことには設計できないということで、ただ今回、十数キロのかなりの延長になりますし、八女市、広川町と市町をまたぐバイパスになりますので、どういう測量方法なのか、そういうこともまだ聞かされていない状況でございます。

以上です。

○2番（花下主茂君）

詳細についてはまだはっきりしていないということでございますが、市としても今後取付道路や周辺整備のために調査、設計など、今後想定されてくるかと思いますが、市としてはいつ頃の予算化を検討されているのか、またはいつ頃までに予算化したいといった構想等ございましたら、現状分かっていることで構いませんので、御回答お願いいたします。

○建設課長（轟 研作君）

今、国のほうで当然最初の測量をやられますけれども、地元からいろいろな要望をいただいている関係もございまして、ルートがまだ、今、都市計画が決定しているという状況で、実際そこを確実に通るかというのを今から測量をやっていくわけでございます。やはりその測量の成果を見て、今後協議をする中で、あと地元の意見を踏まえた中で取付道路であったりとか、そういう部分については今後いろんな協議を重ねていく必要があると思いますので、まずは中心線、道路のルートが確定した段階からスタートすると考えておりますので、今の時点ではっきりこの時期にというのは申し上げられません。

以上です。

○2番（花下主茂君）

事業化が決定しているのであれば、なおさら地元住民に対し丁寧な説明が求められると思いますし、納得されないお声が大きいままでは市としても不本意かと思えます。

昨日の市長の御答弁においても、事業化した以上、工期をできるだけ短くしたい、そのために尽力したいという旨、御発言されておりました。であれば、なおさら、特にバイパスが通るであろう地区の住民の皆様の御理解と御協力が必要であるはずで、ぜひ市民から選ばれた市長の言葉で直接、詳細についてはまだまだ説明できないということでございますが、今後、地元への説明の機会を設けていただきたいと改めてお願い申し上げますが、最後に市長いかがでしょうか。

○市長（三田村統之君）

先ほど申し上げましたように、説明会をしないというわけではございません。ただ、国の関係もございますから、十分検討して、その段階で責任を持った説明ができるかという判断の下にやらなければならないと思っておりますから、これは国においても、私にしても、非常に重要な問題でございますので、その辺りはよく国と協議した上でやらなければならないと思っております。

○2番（花下主茂君）

御答弁ありがとうございます。

もちろん、この場はバイパスに対して賛成、反対を問う場ではありませんし、そもそも事業化しておりますので、私自身もそういったことを申し上げるつもりもございません。しかし、改めて申し上げますが、幾ら国の事業であろうと、市民にとっての窓口はやはり基礎自治体である八女市であるはずで、そのトップでいらっしゃる市長の言葉での直接の御説明によって地元住民の納得が得られる機会をぜひつくっていただきたいと思っております。引き続きこの内容については研究、質問してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

昨日、同僚の坂本議員が唯一の30代議員として発言されておりましたが、私も唯一の20代の議員として、これから20年、30年先の未来に責任を持つ世代でございます。また、人生100年時代と言われておりますが、私も将来健康であれば50年、60年、70年先と、この八女市で希望を持って暮らしていきたいと思っておりますので、若輩ですが、知恵を振り絞り、汗をかいていく思いでございますので、引き続き御指導のほどよろしくお願いいたします。

職員の皆様には引き続き大変御苦勞をおかけいたしますが、どうか心身健康で公正な業務を遂行していただきたく思いながら、敬意を表しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

2番花下主茂議員の質問を終わります。

13時30分まで休憩します。

午後0時26分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

15番服部良一議員の質問を許します。

○15番（服部良一君）

皆さんお疲れさまです。今回は質問者が非常に多くて、執行部も同僚議員さん方もお疲れだろうと思いますが、私がラストでございますので、もうしばらくお付き合いください。今朝、同僚議員から少し涼しくなったという情報もいただきましたが、今はまだ暑いと、日中は暑いということもありまして、またコロナの感染率というか、数値が上がっているそうですので、皆さん十分体のほうには気をつけてお過ごしくださいようお願いいたします。

それでは、通告しておりましたとおり順次質問をいたします。

まず1つ目、危険家屋についてであります。

それぞれの空き家という、それぞれという言葉を使いますが、これは後ほど担当課を申します。それぞれの空き家、空き店舗の担当課は、危険家屋になっていないか調査をしているのかという質問であります。担当先としましては、空き家バンク担当あるいは商店街空き店舗担当、伝統的建造物担当と防災安全課であります。

2つ目に、不登校の児童生徒の学校復帰、社会復帰の現状と対策をお伺いいたします。

最後に、デュアルスクールについて。他県で非常に重要視して、設置しておられるところがありますが、どのような内容か、調査をやったのかということでお伺いします。

あとは質問席にて行いますので、よろしくお願い申し上げます。

○市長（三田村統之君）

15番服部良一議員の一般質問にお答えをいたします。

危険空き家屋及び危険空き店舗の調査は行っているのかという御質問でございます。空き家バンク、空き店舗、古民家、伝統的建造物それぞれの担当の所轄で調査はしているかという御質問でございます。

防災安全課では、平成28年度に行った調査結果をデータベース化し、その情報を基に継続して適宜、現地調査を実施しています。

次に、調査の内容次第で家主との対応、対策はというお尋ねでございます。

現地調査や行政区長からの情報を基に、危険家屋と見られる空き家等については、まず現地を確認した上で、所有者等に直接面会や電話、文書等で現地の状況を説明し、適正管理等をお願いしております。

次に、危険家屋という同じ問題であり、今後、ますます増加するであろう空き家である。しかし、所管が分かれている。対応の部署が必要ではないかという御質問でございます。

危険空き家について、本庁では防災安全課、支所ではまちづくり推進係が対応しており、伝統的建造物群保存地区内の危険空き家については、定住対策課と連携しながら対応しているところでございます。

不登校の児童生徒について及びデュアルスクールの調査につきましては、この後、教育長が答弁をいたします。よろしくお願いいたします。

○教育長（橋本吉史君）

15番服部良一議員の一般質問にお答えをいたします。

2、不登校の児童生徒について。不登校の児童生徒の近況と学校復帰と社会復帰の状況を伺うというお尋ねです。

本年度7月までの不登校の状況は、小学校35人、中学校56人で、昨年同時期と比較して増加傾向にあります。増加傾向への対応として、学校をはじめ教育支援センターでの学習や教育相談室所属のスクールソーシャルワーカーが関わる支援を行っております。

次に、デュアルスクールの調査は。デュアルスクールの調査は行ったか。調査の内容を伺うというお尋ねです。

徳島県美波町における事例のほか、二、三件の事例を確認しました。それらは区域外就学制度を活用し、都市部に住民票を残したまま、保護者の短期居住に合わせて地方の学校に学籍を移動することができる制度と捉えています。

以上、御答弁申し上げます。

○15番（服部良一君）

まずは危険家屋についてであります。これは先ほど同僚議員も同等の質問があったようですが、私の場合、土橋の案件があったからというわけじゃなくて、3月議会にも同じような質問をしております。ですから、追跡質問と思っていただければ結構だと思います。

先ほどの市長の答弁の中で、防災安全課の情報を基に行っていくと説明がありました。危険家屋と一くりにすれば、もう防災安全課で済むんですよ。ところが、その見るからに外見から危険だと分かるのは、もちろん危険で、みんながそれは注意するわけです。ですけど、危険とも思えない、どうなのか分からない家が一気に崩壊するというのが一番危ないんじゃないかと。そのそばを人が通ったり車が通ったりする。見かけはそれほどでもないのに、実は中に入れば非常に危険という物件が年々増えているんじゃないかということもありまして、今回のテーマに上げたわけでありまして。ですから、そういう意味で、防災安全課に一気に聞くわけではないということを説明させていただきました。

まずは空き家バンクについてであります。空き家バンクというのは、要するに買いませんかもあるかもしれませんが、住みませんか、借りませんかということで御案内するわけですが、もちろんこれは貸すからには住める状態かどうか、安全だということを確認した上で登録してあるんだろうとは思いますが、しかし、その後の管理はどうなっておるのかをまずはお伺いしたいと思います。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

八女市が取り組んでおります空き家バンク制度につきましては、空き家の所有者から物件の登録申請がなされた際に、市職員の調査と併せまして、空き家バンク仲介事業者、不動産事業者の専門家の物件の現地調査を行っているところでございます。この現地調査も、結果を踏まえまして、登録していい、住居として可能であるという判断をされた場合に限って、空き家バンクに登録をしておるわけでありまして、調査の結果、売却や賃貸ができないと判断した場合につきましては、空き家バンクの物件としては登録をしていないという状況でございます。

また、あわせて、空き家バンクに登録した物件の今後の管理なんですけれども、一度登録

したら、そのまま永久的に登録をする制度ではございませんで、2年間ということで更新時期を定めております。一度登録した後、2年後再度登録、そのまま空き家バンクに登録する際には、また改めて市職員及び専門家の調査を行って、適切かどうか判断した上で、可能であれば更新をしている状況でございます。

以上です。

○15番（服部良一君）

2年が期限であって、それから先は登録する場合は、再度また確認する。その辺りの物件は大丈夫として、一番最初に確認審査したとき、漏れたというか、登録できなかった物件については、どのように処理してあるんですか。それはもうできませんと言ったらほったらかしということ。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

空き家バンクの調査をいたしまして、そのまま登録するかしないか、できなかった件数、昨年度1年間で述べますと、実は59件の申請がなされたわけでございますが、その中で37件はお断りしております。理由といたしましては、やはり建物の老朽化等、例えば、庭木とか、そういう物件状況が居住に適さないという理由がありますが、一番多いのは、土砂災害のレッドゾーンの中に建物が建っている場合とか、例えば、相続登記とかが未完了のために、きちっと所有者が把握できないとか、後は、家族の中でいろいろまだ諸条件があると。いろいろな条件で、実は59件もの申請がなされていますけれども、37件はお断りをしているという状況でございます。

以上でございます。

○15番（服部良一君）

内容はそれぞれお断りした理由は分かりました。今日のテーマと外れていきますので、またそれは時間がかかりますので、それは別としまして、危険だったから外れたという物件があると思うんですよ。それはひょっとすると防災安全課のほうに行くのかなとは思いますが。おたくで管理するわけじゃないわけでしょう。だから、後ほど防災安全課のほうにもお尋ねがあるので、そこでは聞くかもしれませんが、危険な物件としては、空き家バンクの所轄ではないということですね。はい、分かりました。

では次に、空き店舗について、ちょっとどのように管理してあるのか。もちろん空き店舗というからには、持ち主が管理するのが基本だろうとは思いますが。しかしながら、持ち主が分からない物件などもあるようです。その辺りは商工振興課としては、どのようなチェックというか、調査をしてあるのか。商工会議所とか商工会もありますが、そういうところの関係性も含めてお聞きしたいと思えます。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

まず、空き店舗の状況について把握をしているのかという御質問につきましては、商工振興課として、市内全域の空き店舗について把握をしているということはありません。実際に申し上げますと、八女市内の中にも商店街と言われる組織がございます。そういった組織については、商工会議所でありますとか商工会のほうが深く関係をしておりますので、そういったところの情報を仕入れているという状況でございます。

以上でございます。

○15番（服部良一君）

それをもし商工会の人に、あなたたちに委ねとろうがと言った場合、いや私たちはできませんよということが返ってきませんですかね。危険家屋の調査なんか、商工会議所とか商工会がしたと聞いたことは私はありません。まだ昔だったら、商店街もしっかりしておったし、にぎやかだったということもありますが、最近の状況を見ますと、こういうことなんですよ。母屋続きの商店、住んである一角として小売店なんかをしてある。そこはあまり問題はないんですよ、住んであるから。そして自分で雨漏りしよるなら屋根を修理したり、個人の責任においてしてある。しかし、土橋にもよくあるとは思いますが、黒木にも少々ありますけど、土地は違う方の名義、建物がまた違う方が建ててあった商店なんかを放置されているということがある。そうすると、誰の責任かが全く分からなくなってしまう。ですから、これを商工会に委ねておるとか、何か商店街の人たちに管理していただいておりますと、ちょっと重過ぎはせんだろうかと思えます。やっぱり区長会などがありますから、区長会に毎回毎回とは言わんですが、年に1回ぐらいアンケート調査なんかを出して、そして身近に危険なところありませんかと、もしくは表は立派にしていますけど、後ろのほうはちょっとどうかと思いますよみたいな情報を得て、少しぐらいはやっぱり所有者なんかがおられるとは思いますが、話し合いの下で調査させてもらえませんかということで、要するに道を通りよる人たちの危険を省くためにも、少しそこは踏み入れるべきじゃないかと思うんですよ。いかがでしょうか。

○商工振興課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

議員言われるとおり、店舗というスタイルについては、家の表側が店舗になって裏に住んでいらっしゃるというパターンもありますし、ほかに住んで、店舗として利用されている。その中でも自社でやられている方、賃貸でやられている方、様々おられます。これも内容的に商工会議所や商工会と話す中で、全てのことをそっちでお願いしますということではなくて、もちろん基本的には家主さん、または借り主さん、大家さん、間に入っている不動産

会社、そういったところとの連携が必要になってきますので、そういったお話をする際には、ぜひうちのほうがお力になれる部分があればなりたいとは考えているところではございます。

また、もう一つありました区長さんのほうにも御協力いただいてという部分につきましては、それこそ今お尋ねのあっていますとおおり、店舗だけの問題ではございませんので、私のほうから、じゃ、やりましょうということではなくて、ちょっと研究をさせていただければと考えているところでございます。

○15番（服部良一君）

研究させてくれということでしたので、十分研究していただきたいと思います。

次に、伝統的建造物の危険家屋の調査は行っているか。これはまさしく3月議会の追跡質問ということになるかと思えます。

あのときはよく対応していただいて、市長の答弁の中にもありましたように、問題を解決させていただき、本当に近隣の方はほっと胸をなで下ろしてあるところです。この場をお借りして御礼申し上げます。あれから、あの物件だけではないわけですので、調査など、それから方法などがありましたら、お伺いします。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

八女市内、八女福島、黒木合わせまして伝統的建造物群保存地区内には、約354戸の所有者が保存に同意をされた特定物件がございます。こちらの354件につきましては、定期的に職員が巡回をし、建物の状況等について調査をいたしているところでございます。ただ、この中で、実は所有者が遠方にいらっしやって、こちらにいらっしやらない、空き家になっている建物が24戸ございまして、その中でも特に老朽化が著しい建物が8戸、今確認させていただいているところでございます。こちらにつきましては、所有者が遠方にいらっしやいますが、定期的に所有者の方と連絡を取りながら、今後の保全、修理に向けて対応をしっかりとやっているところでございます。

以上です。

○15番（服部良一君）

対応をしっかりとやっているということは、もうそれは当然ありがたいことであるし、せないかんことだろうと思えますが、これは皆さん御承知のとおり、伝統的建造物はそうたやすく簡単にはいかないのが現状です。私も少々勉強をいたしましたけれども、審議会とかもありますよね。その審議会というのは会議をするところでしょうけど、推進の議題としては、どンドンと話合いが進むかもしれませんが、この危険性についてはどのように審議されているのか。その辺りが非常に私たちには分からないと。だから、長期に保存せにゃならんのは分かっていますよ。しかし、危険になっていくのも年々危険になっている。そういうところ

も担当課もそうですが、審議会もそういうところは考えながら協議をしていったり、現地視察なり調査なりしていかにかなげんとやなかろうかと思うんですよ。あのときも申しましたが、課長はちょっと具合の悪かろうけん、部長、伝統的建造物群ですね、一度言ったでしょう、伝統的建造物群保存地区制度の関係法令ですね。これ私言いましたよね。あのときこの議場の中で言いましたよ。ですから知ってあると思いますが、第145条はどんな文面でしたか、部長が駄目なら課長にもう一回聞きますが、どうですか。

○定住対策課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

議員の御質問の文化財保護法第145条につきましては、重要伝統的建造物群保存地区がその価値を失った場合、またその他特殊事由があるときは、選定の解除をすることができるという旨の規定でございます。

以上でございます。

○15番（服部良一君）

そのとおりです。そこにまた予備につけてあるのは、その判断はその自治体の首長が判断をすると、こう書いてあるわけです。ですから、審議も何にも会議も何にも上がってこないのに、市長にどうしますかとは言われんわけですね。ですから、会議の中でそれはやっていかんと、危険なものがなかったらいいですよ。しかし、あるならば、もしくは定期的になかったとしても会議の中に一文入れてから会議をする、審議をすることも今から先は考えていかないと、本当にどんどん古くなっていきよるわけです。そして伝統的だけではなく、空き家もどんどん増えていく、ますます増えていっているわけですから、その辺りはおたくの課だけじゃなくて防災安全課も含めて、一緒になってから共有していくというのが一番の手だてのような気がします。副市長どう思われますか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えさせていただきます。

空き家については、おっしゃいますように、現状での単純空き家と年月がたって危険的になってきている部分、そういう部分もあるかと思えます。例えば、商店街の空き家であれば、商店街の中で活性化を進めていく、使えるものについては当然ですね。住めるものについては、空き家バンク等でまた活用していただく。それ以降、危険な家屋になってくれば、それは防災安全課のほうで整備しながら、空き家等審議会等ございますので、そこで審議しながら、その後の措置等については検討していくという流れになっていくかと思えます。おっしゃるように、入り口はまだ危険ではない状態のものとは区分して、危険でないものは当然それぞれの所管課でどうしていくのかという考え方。危険になれば、防災安全課で対応していくという流れになっていこうと思えますけれども、ただ、午前中の質問

でもありましたように、一番難しいのは個人の財産であるということ。まずは個人の財産の権利者の御意向がないと、行政もタッチすることができないというのが実情です。危険だから何とか手当をしてくださいと、危なくなってきたので、そういう勧告とか通知、指導はさせていただいておりますけれども、そこから先、なかなか権利者が確定せん。午前中ありましたように、代執行、これは最後の手段で、これも権利者が確定しないと代執行できない制度になっています。これは今、国のほうも制度改正進んでいるようではございますけれども、しばらく指導させていただいて、勧告させていただいて、猶予期間をもってとか、全国的に見ても、2年、3年かかっているというのが実態のところでございます。と言いながら、市民の安全を守っていくというのは当然大切なことですので、そこら辺とバランス取りながら、しっかり考えていく必要があると考えております。

○15番（服部良一君）

副市長の言われるとおりです。代執行の話までは私は今日はやっていませんが、本人がいないところでの代執行はないわけですし、私が言っておるのは、完全に危険だという物件に関しては、それなりの構えというのがあるじゃないですか。しかし、そうでもないように見えて、本当は非常に危ない物件なんかあるわけです。特に商店街は昔は消防法がなくて、べったりくっついてるんですよ、風通しの悪いように。そうすると、裏に回ると、私は最近ちょっと少しだけですけど、川端を散歩するようにしていますが、裏側に行くと、柱が浮いていたりします。どこと言うたらいかんから言いませんけど、そういうところは表ではそんなにないですよ、道のほうから見れば。そういう危険なものもあります。ですから、私はまず第一歩は調査、そしてそれをテーブルに上げるということから、その後の首長の考えなんです、代執行なのかどうなのか、方法を考えるのはその後ですけど、把握をするために、共有するための話を私は今日はしておるわけですから、その辺りをよろしく願い申し上げます。

次に、防災安全課にお伺いします。まさしく防災安全課が主流の話ではありますが、今言ったように、これは危険だと判断された物件はもうもちろん防災安全課に来るだろうと思います。しかし、その基準ですね、どの辺りで防災安全課の所轄になるんですか。そして、どんなふうな上がり方をしてくるというか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

先ほどから市長の答弁にもございましたが、平成28年度に八女市全域で空き家調査を行いまして、その当時で、そのままでは使用できないという空き家が500戸強ということで判定がされておるところでございます。その後、そのデータを基に、適宜、防災安全課と各支所のまちづくり推進係が現地調査を行いまして、その把握に努めておるところでございますが、

今、議員おっしゃったように、その基準ですね、危険家屋なのかそうでないのか、なかなか線を引くことは難しいところではないかと思えますし、先ほどおっしゃったように、見た目はそうない。ただ、裏に行けば柱が浮いているというものは、なかなか把握ができづらいことだろうと考えております。

防災安全課としましては、これまでもですけれども、行政区長さんとかから情報をいただいて、それで対応しておりますが、今後についても、行政区長さんなり地域の方からの情報をいただいて、しっかり対応をしていきたいと考えております。

○15番（服部良一君）

このような問題は、もう防災安全課1課だけで済まされなくなりつつあると思うんです。考え方によったら多岐にわたって危険なものが転がっているということもありますので、これから先は、先ほど副市長にも言いましたが、定期的に定例会まではせんでいいですけど、年に1回ぐらいは関係部署の係長でも課長でもいいですが、寄って、そしてテーブルの中にその一文を上げて、そしてどうでしょうかと。そして区長会の係の人は区長会の人も入ってもらって、区長会にアンケート取りましたら、こんな情報がありましたということで共有して、その次の手を打つためのステージをつくるべきじゃないかと私は思います。防災安全課にはいろいろな物件が多く集まるところでしょうから、大変でしょうけど、そのような方法を先ほどいろいろな手段を取りたいという商工振興課長が言われましたが、それも含めて、いろいろな考え方で囲んでいただきたいと思います。

この答弁は要りませんが、ひとつちょっと情報を言っておきますけど、空き家屋じゃないですが、非常に危険な建物に高齢者の方が住んであります。これはここでは言えませんが、後ほど防災安全課のほうにお伝えします。もう非常に危ないです。そこに高齢者の方が住んでるので、市営住宅かなんかを紹介したらどうだろうかとか思いますけど、またそのことは後で申しますので、よろしくをお願いします。

それでは、続きまして、不登校の議題のほうに移らせていただきます。

まず、学校の復帰、社会復帰ということを今回ちょっとテーマに上げさせていただいておりますが、先ほどの数値を言っていただきましたけど、小学校のほうは35人、そして中学校が56人ということでしたね。ということは、中学校に上がる場合に小学校のうちに復帰ができてなくて、なお中学校になったら増えたということになるんでしょうか。復帰人数はもうほとんどないということで捉えていいんですか。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

学校復帰とみなす場合は、これまで学校に来ていなかった児童生徒が、継続して登校できるようになったところで学校長が判断いたしますが、昨年度、不登校から学校復帰したと

みなしております児童生徒は、年間通しまして不登校が163名ございましたが、そのうち36名は復帰とみなしておるところでございます。

加えまして、小学校の頃からの継続についてのお尋ねですが、中学校1年のときにおける実態についてお答えいたしますと、現在の八女市内の中学2年生が1年生のときの実態で申しますと、36名不登校となっておりますが、そのうち17名が小学校の頃から継続、中学校から不登校とみなされた者は19名ということになっております。小学校からの継続は、この時点で47%ということになっておりました。

以上です。

○15番（服部良一君）

非常に難しい問題というのは、もう私も重々分かっております。長く総務に所属しておりますので、分かりますが、あしたばとかほっと館やめだっただですかね、それとかソーシャルワーカーということをよく説明の中で入れていただきますけれども、その内容と、今数字も出していただきましたが、そこに通っているというか、そこに携わっている児童生徒さんについての近況はどうなんでしょうか。復帰はそこが一番頑張っておられるんですか、どうですか。

○教育指導課長（霧 拓也君）

お答えいたします。

まず、あしたばで児童生徒がどのような活動を行っているかということについてお答えいたします。

あしたばでは、もちろん教科学習についての実習を中心とした学習は進めておりますが、それ以外の体験活動を重視しております。自主性や自発性、社会性や協調性を培うために、例えば、図書館の活用、それから調理実習体験、野菜の栽培体験、伝統工芸館や田崎美術館の見学等を行っております。例えば、調理実習では、献立の検討、それから材料の種類や分量の決定、材料の買い出し等をグループで話し合いながら、自分たちで決めていきます。この活動を繰り返すことにより、自炊するための手順を理解し、経験を積みますので、将来の社会的自立に向けたトレーニングにもなると考えております。また、遊びながらパソコンの初歩的なプログラミングの勉強ができるソフトを導入しておりますので、興味関心がある子どもについては、それを体験することもできます。また、児童生徒が望めば、学校と調整をいたしまして、タブレットを活用して、担任や友達との会話をしたりとか、あるいはリアルタイムの授業を受けてみるとか、行事、講演会とリモートでつなぐことも行っております。

次に、あしたばに関わっている児童生徒についてのお尋ねでしたが、昨年度でいいますと、体験入所も含めまして、年間32名があしたばに来ております。そのうち学校復帰あるいは継続して見守りつつも学校とつながりが強くなったという児童生徒が6名おります。本年度7

月までのところで申しますと、体験も含めたあしたばへの来所の人数が22名来ております。ですので、あしたばに関わっている児童生徒がこれだけおる中で、割合として、あしたばに関わっている児童生徒のほうが復帰が多いかというのも、これが年度によってまた数値が変わってきますので、一概には言えないところでありますが、現状そのような児童生徒があしたばのほうで頑張っておるところです。

以上です。

○15番（服部良一君）

大分御丁寧に説明していただきましたので、ちょっと時間の配分が間違えそうになります。好成績の数値を上げていただいたような気がします。なぜかという、難しいんですよね。10人そういう児童生徒がいたら、10通り、100人いたら100通りで、しかも本人がなぜそうなっているのかさえ分からないと思うんですよ。なぜ私は知ったかぶり言いよりますかという、私の身近にも不登校の知り合いがいて、なかなか復帰できないまま、しかし居場所を見つけた子を知っています。やっぱりそういうことだったようです。本人でも何か分からない。それを携わる先生方たちが手探りで、雲をつかむような——いろいろな体験をさせてあげながら居場所を見つけ出そうとしてあげるんですが、なかなかそれは見つからないのが現状。しかしながら、やっぱりネバーギブアップじゃありませんが、何かのきっかけをつかむために、みんな頑張っておられると思います。

今の取組などは分かりました。やっぱりあるときは自然を味方につける、あるときは先ほど言いましたように図書で居場所を見つける。そういうこともあるかもしれませんが、映画鑑賞などもあるかもしれません。旅を仕込んで旅を試みることもあるかもしれない。あらゆる手を尽くさなければならぬとは思いますが、今のところ、まだ結論のようなことも全然ありません。しかし、そういう子どもさんたちにあらゆる手を尽くすために、あらゆるところから情報を得て、こんなことをしてみたらどうだろうか、これを計画してみようじゃないかというのは率先して教育委員会も考えておられるんですよね。今から先、新たなこんな授業もあるというのを発見された場合は、やっぱりそれは尻込みせずにつかかかっていこう。いかがですか。何か発見した場合、他県でこんなことが成功しておるとか、これはいい結果が出ているぞという統計が出た事案があったりするならば、それはやっぱりつかんでみるほうがいいんじゃないかなと思いますが、いかがですか。挑戦する気持ちがないと始まらないと思いますが、教育委員会としての姿勢ですね。あしたばとかに任せるとか施設に任せるとかじゃなくて、教育委員会自らそういう気持ちに立っていただきたいなということで聞いておりますが、いかがですか。教育長、うなずいてあるから教育長お願いします。

○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

あらゆる手を尽くすというのは当然のことだろうと思います、知る限りですね。あるいはこんなことをやってみようとか、今も若干、教育委員会の中でも話をしていますけれども、来年度からちょっとこういう形でやってみようとか、そういうシステムをつくるとかですね。ただ我々が基本的に考えておかななくちゃいけないのは、議員おっしゃるように、社会的自立が目的なんですよね。ですので、学校復帰というのはこれは一つの手段、過程、目標なんです。だから社会的自立をするための本流が学校であって、だから、それ以外のところ、例えば、フリースクールであっても教育支援センターであっても、こういったところであっても、学校復帰の学校というのは、子どもが学校教育システムに乗っているかどうかと。だから、いろいろなところの道筋があっただよ、その上の社会的自立ですよというのが今の考え方ですので、いわゆるそういった形としての学校に復帰させることだけじゃなくて、いろいろなところの学校教育システムに子どもたちを乗せてやる。

今一番の問題は、やはりどこにも相談したり関わったり何もしていないという子が増えてきているという、ここが問題だろうと思うんですよね。ですので、学校に来てなくても不登校の子であっても、どこかで社会とつながっていれば、必ずやはり何かを学習しているんだと思います。何かの教育を受けているんだらうと思います。それがいわゆる社会的自立につながるということです、そういった考えの基、様々なこと、できれば子どもたちにとって効果があると思われるようなことはどんどんやっていきたいと思っています。

一番大事なのは、私は不登校になる、長期欠席というのは30日以上の子を長期欠席といいます。この長期欠席には、経済的な理由で休んでいる子、あるいは病気で休んでいる子、不登校で休んでいる子、そういったいろいろな理由があります。これを分けるのは学校長なんです。学校長が不登校にするのか、長期欠席、病気で休んでいるとカウントするのか。だから、そここのところはもうちょっときちっと整理をして、既に長期欠席になっている子どもに対しては、おっしゃるように100人いれば100通りですので、個別に当たっていく、これしかないと思います。ところが、まだ30日にいていない子ども、グレーゾーンの子ども、ここに学校としては、どう集団的に関わっていくのかということも問われるところじゃないのかなと思っています。

○15番（服部良一君）

お二人とも丁寧に運んでいただきましたので、大分時間を要しまして、あと一つ、デュアルスクールがありますので、ほかに聞くこともありましたが、移らせていただきます。ただ、今、教育長が言われたように、あらゆる手は尽くしたいということは、もうしっかりと聞かせていただきましたので、頑張ってくださいと思います。それから、やっぱり学校だけじゃなくて、教育委員会という言葉が出ませんでしたが、教育委員会自体がそういう姿勢でいてほしいなと私は思います。

デュアルスクールについてであります。

教育長の説明の中で、保護者の短期移住に合わせて、その子どもさんたちが学校に所在は置きながらも、田舎のほうで授業を受けられると説明されました。それは違うんです、反対です。子どもたちが短期で学習するために、その保護者が短期で移住するんです。子どもたちのほうなんです。ですからデュアルスクールなんですね。デュアルというのは歌手とかでよく使われるデュオと一緒にです。教育者の前でおこがましいんですが、デュアルというのは2つのことでしょう。だからデュオと一緒に聞いたので、今言いましたけど、子どもたちがデュアルスクール、2つの学校に通えるということで、そこについてくるのが保護者なんですね。教育長、反対に言われたから、ちょっと訂正をしておきます。

このことについて、デュアルの意味はそんなことでしたが、ちょっと説明しますと、受け入れる学校数がかなり多いんですよ。受入れ学校が徳島県で16校あります。そして申し込んだ都道府県が、東京、大阪はじめ神奈川、愛知、千葉などなどで7都県あります。そして平成29年から令和5年まででその児童数は、実はそんなに多くないんです。36名です。ですから、16校あるのに36名ですから、そんなに多くはないんです。なのに、この徳島県は非常に力を入れているんです。なぜそんなに力を入れているかということ、やっぱり学校同士の交流も確かなものではありませんが、移住対策にもなっている、それから交流人口を増やすためにもなっている。そして何せ子どもたちの関係深く交流するというのが一番の目的で、力を入れているようであります。この強く推進していることについて、課長に以前いろいろ資料をあげていましたね。最近には副市長にもパンフレットをあげておりましたが、どうお調べされていますか。強く推し進めている理由も含めて。

○教育指導課長（霧 拓也君）

デュアルスクールについて、調査した内容についてお答えいたしたいと思います。

デュアルスクールは、まずこの名前を調べましたら、株式会社あわえの登録商標ということで出ておりました。議員が御紹介いただいたように、徳島県的美波町の事例が詳しくウェブサイトでも資料でも紹介されておりました。こちらの特徴としましては、徳島と都市部の学校を1年間に複数回行き来することを認めているという特徴がございます。期間としては、おおむね2週間以上を基本として、期間や回数は個人の希望に合わせて調整可能と出ておりました。

それから、このほかにも長野県の松本市では、松本デュアルスクールと銘打って取組を行っておられます。それから、こちらはお試し移住ということを前面に打ち出しておられました。最短1か月、最長1年間ということだったそうです。こちらは本年度からの取組で、これまで2件申込みがあったと。一つは1か月の短期移住、もう一つが夏休み以降の半年間を希望されているということでした。

もう一つ、長野県でも短期留学制度ということで、原則1か月以内での受入れということを実施している事例がございました。

このデュアルスクールを推進されているところにつきましては、先ほど議員から御指摘ございましたが、いずれの事例も私も移住や交流人口の増加を期待する制度で、保護者の短期移住に子どもさんがついてくるのが容易になる仕組みと捉えている部分があったので、また詳しく調べておきたいと考えているところです。

それから、この制度について、教育指導課として学校教育の観点から申し上げれば、期待される効果と、まだまだ不明確な点やちょっと心配する点も両方あると考えております。期待される効果としましては、共に学び交流することによる学校の活性化というのも出てくるだろうと。もう一点は、短期移住する児童生徒のことなんですが、都市部とは生活環境や学習環境を変えることによって、これまでと違う体験ができたり、成長のきっかけとなる経験ができる可能性があるのではないかと考えているところです。

それから、まだ不明確な点やこれから調べなければいけないなと思っている点につきましては、その学校の活性化の面で申しますと、短期間の交流では多くを望めないのではないかと危惧するところはございます。最短の単位が2週間程度ということですので、もっと長いケースもあったようですが、この期間のところは、短ければ多くは望めないかと思っております。八女市では、これまで星野村で山村留学を実践しておりますけれども、そちらに来られるお子さんは、期間が1年間ということで、その場合は、非常に学校にも来てくださっているお子さんたちにも効果が上がっているという話を伺っておりますので、そういったところで危惧したところでございます。

それから、徳島県はこの事業に関して、手厚く学習進度の違いを調整するための講師も配置されているということでありました。都市部と地方で学習進度が違うということに対応している支援だそうです。これはもちろん受け入れる学校の負担を軽減することもあると考えます。しかし、その学習進度の調整だけで教育効果を狙うということ、それから複数校で同時に受け入れる場合、講師も対応が難しいのではないかと危惧しております。御紹介にありました徳島県の事例で見ますと、例えば、7月に3件それぞれ別の町の学校へ来られておりました。9月2件、10月2件と、また別の方が別の学校へ来られておまして、そのうち1校は中学校ということもございました。児童生徒一人一人の実態も異なりますので、そういった場合のサポートする人員確保の難しさも含めまして、これからの課題かなと考えております。

以上です。

○15番（服部良一君）

短期間でえらい調べなされたですね。そのとおりではあります。しかし、それは現地に

行っていないからそこまでなんです、実を言うと。書面とかそれなんです。しかし、パンフレット、副市長にもあげましたけど、以前パンフレットあげておったでしょう。あそこに写真に写っているのは本人なんです。短期移住した子どもたちが写っております。どんなふう感じられましたか、非常に満面の笑顔で写っているでしょう。確かにああいうパンフレットを作るときはみんなベストショットといいますか、あれを掲載して宣伝効果を狙うというのはあるんですよ。しかし、実を言うと、あそこに写っておる生徒、全部不登校の生徒です、びっくりしたでしょう。だからそれは分かっていないということです。行かんと分かんのです。生徒たちは全部不登校なんです、あれは。あの笑顔です、どう思いましたか。あしたばにあの笑顔が出るでしょうか。だからここに取り上げたんですよ。本当の留意点は子どもたちの不登校の何かの社会復帰のためのきっかけになるために徳島県の県庁に係までつくって頑張っておるんです。少ない人数です、36名。しかしながら、この中で何回も美波だけじゃないんですよ。日和佐、上勝、御所、相生というんですかね、いろいろなところに来ています。そして、今、課長言われたように、何度も来町している方たちもいる。その笑顔を見てどう思いますか、教室にいるんですよ、そして友達囲んであの笑顔です。もしくは運動会、それから稲刈り、川遊びなんか網持ってその笑顔をつくっているんです。それはベストショットなんでしょうか、違うと思うんですよ、できませんよ。ひきこんでいる人とか不登校の生徒に笑顔をつくれなんて言ったって、絶対どこか不自然なんです。しかし、その子たちはマッチした子たちとは思いますが。マッチできなかった子は写っていないかもしれません。しかしながら、そこに写っている人たち、子どもたち全員がその笑顔なんです。副市長もパンフレットをもう一度見てください。その笑顔なんです。ですから、少ないでも徳島県はここを頑張っておるんです。これは県の移住なんかも目的にあるかもしれません。それから学校交流も、人口交流、地域交流、そういうことも狙いがあるかもしれませんが、子どもたちの復帰のために頑張っておるんです。

ですから、先ほどちょっと話を戻しますが、教育長もあらゆる手に挑戦したいと言われたですよ。ですから、まだ不明点がありますけど、ちょっとまだこれは闇ですけどと言わずに、もう一歩ぐらいは進んでやってみる。そして星野でもどこでもいい、矢部でもどこでも白木のほうでも、学校に来て、子どもたちが一緒に遊んだりなんかをやってみて、そして何かきっかけをつくっていただければ第二の故郷になりはせんですか。大人になってふるさと納税納めるんじゃないですか。そういうやつが交流人口が増えるということです。

ですから、私は本当は不登校の問題ははっきり言って前語りであって、本当はこのデュアルスクールに挑戦しませんかというお話を結論で持ってきたわけです。教育長どうでしょうか、今の。まずは副市長、今のはどうですか、パンフレット持ってあるですか。あの笑顔どう思いますか。

○副市長（松崎賢明君）

お答えします。

おっしゃるとおり、パンフレットを見せていただきましたけれども、子どもたちの顔はまさに笑顔がいっぱいで、元気いっぱいと読み取れました。頂いた資料では、不登校などには全然触れていなくて、お母さんが生まれた、育ったところにしばらく通わせてみたいとか、そういった事例で挙げてありましたので、私もそこまで勉強しておりませんで、大変申し訳ございませんけれども、そういった話が後ろにあるという意味では、さっき教育長が言いました、あらゆる手段の一つで徳島県は取り組んであるだろうと拝察いたしましたところです。

○15番（服部良一君）

副市長も申されましたが、教育長ももう一回見とってください。あの笑顔は作り笑顔ではありませんので、いい取組をしているかと終わるのか、一回足を運んで、よく聞いてこようかと思われるのか、それはこの次のまた追跡をするかもしれません。よろしくお願ひしたいと思います。

締めとして、あと7分ありますが、市長が感じられたことを言っていたいただければ、やめますので、よかったですらよろしくお願ひします。

○市長（三田村統之君）

御質問の件、私もまだ十分理解をできていないところがございます。ただ、思いますのは、星野村の留学生の1年間の活動、勉学も含めて、そして1年間終わって卒業していく彼らの笑顔も全くすばらしい。本当に1年間でこんなになるのかなと、太鼓はみんな笑顔でたたくし、びっくりしました。だから、1年間休校になりましたけれども、何とか再建できないかということで教育委員会にも強くお願ひをして、今年度からスタートすることになったわけです、ただこれ1年間でございますので、議員おっしゃるような短期間というのは私もよく理解していませんので、今後の私なりの課題にしたいと思います。

○15番（服部良一君）

終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

15番服部良一議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

14時40分まで休憩します。

午後2時31分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開いたします。

日程第2 議案審議

○議長（橋本正敏君）

日程第2. 議案審議を行います。

報告第9号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

いつもお聞きしております。毎議会とは言いませぬけれども、こういう道路の事故、グレーチング、あるいは穴凹ですね。前から言っておりますけれども、やはり人員が足りない。特に東部の道路だと思いますけれども、以前から言っております、どうかして道路を県みたい、県は民間でしておりますけれども、道路をずっと見て回っておられる方がおられます。やはりそういうことをしないと、いつもいつもこういうのが出てきはしないかと思っておりますが、それについてはいかがお考えでしょうか。

○建設課長（轟 研作君）

今回の事故ですけれども、資料をつけさせていただいておりますけど、グレーチングが跳ね上げたということで、今グレーチングがボルト止めになっていないところは点検を行い、なるべくこういう箇所をなくしてはいるんですけれども、ここは民家のない限られた人しか通らないような場所でございます、表面をパトロールしてもなかなか気づかないような場所でございます。パトロールを増やしても今回の事故が未然に防げたかというのは疑問ではございますけれども、なるべくそういう事故が今まで起きたところについては事前に対応していくということで今進めている状況でございます。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したのものについては、同条第2項の規定により議会に報告するものですので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第10号 株式会社クリエイトやべの令和4年度決算及び令和5年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人について、毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものですので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第11号 一般財団法人星のふるさとの令和4年度決算及び令和5年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人について、毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものですので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第12号 一般財団法人秘境柚の里の令和4年度決算及び令和5年度事業の計画の報告についてを議題とします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人について、毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものですので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第13号 一般財団法人FM八女の令和4年度決算及び令和5年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人について、毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものですので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第14号 令和4年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告されるものですので、質疑にとどめ、審議を終わります。

議案第69号 専決処分について（令和5年度八女市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第69号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第70号 八女市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

少しだけお尋ねします。

提案理由書を繰り返し読みましたけれども、なかなか理解できません。誰でも分かるように、ちょっと丁寧な説明をお願いします。

○市民課長（溝上啓之君）

お答えします。

改正内容としては3点ございます。1つがスマートフォンへの電子証明書の搭載ということで、法改正に伴い、従来の個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードに加え、新たにスマートフォンのほうに電子証明書の搭載が可能となっております。これに伴いまして、コンビニ店舗、いわゆるコンビニ交付ですね。コンビニ交付サービスの利用時にスマートフォ

ンによる印鑑登録証明書の交付を可能とするというものです。これが1点目です。

2点目が、証明書交付申請方法に電子申請を追加するというものです。八女市では市民の利便性向上のために現在、八女市DX推進戦略に基づき電子申請による手続の拡充を進めております。その中で、個人番号カードを利用し、オンラインで自宅等から印鑑登録証明書の電子申請を可能とするための規定を追加するものです。

もう一点、最後に窓口交付時における個人番号カードの利用ということで入れております。現在、窓口にて印鑑登録証明書を申請される場合、印鑑登録証が必要になっております。印鑑登録証を自宅に忘れられたりした場合、本人であっても窓口で申請できないということがこれまでございました。その一方、コンビニ交付のほうでは個人番号カードで取得できるようになっておりますので、その辺の利便性を考慮して窓口でも個人番号カードで印鑑登録証の代わりに交付を可能とすると、そういう内容になっております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

おおむね理解をしましたがけれども、私が疑問に思ったのは、電子機器とかなんとか書いてあるなら分かったんですけど、電子計算機と表現がなっておったものですから、卓上の計算機かなと思ったんですよ。そういうのがあるのかなと思ったけど、一般的に電子計算機を用いたとなっているんですかね、大本でも。

○市民課長（溝上啓之君）

この電子計算機という表現につきましては、法律のほうでそういった表現を使っておりますので、それに応じてそういう表現で記載をしているものです。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

変えられるものでありましたら、もう少し一般的に分かりやすい表現を取っていただくならと思っております。変えられんなら仕方がないですよ。しかし、各市町村でそういうのをもう少し分かりやすい表現に変えられるなら、もう少し検討していただきたいと思います。

それから、個人番号カードとなっていますよね。これもマイナンバーで表現するところもあれば、個人番号カードという表現、これは同じものですか、それとも違うカードですか。

○市民課長（溝上啓之君）

同じものになります。法律上はマイナンバーカードとは言っていないで、個人番号カードという表現を使っているものです。

以上です。

○19番（森 茂生君）

インターネットあたりで八女市が出している、コンビニに設置されてある住民票や印鑑登

録など取得できるようになります、これにはマイナンバーカードなんですよ。それで2通り出てくるから、どうも疑問、ですから、その使い分けをきちっと、特にこちらはマイナンバーカード、こちらは個人番号カード、これを使い分けていただくと、何でかなという気がするんです。この使い分けの基準とかなんとかあるんですか。

○市民課長（溝上啓之君）

今回、条例の改正ということで、法律の中においては個人番号カードという表現をしております、一般的に報道とかでもマイナンバーカードという表現を使っております。ですので、私どもとしましては、市民への周知とか市民に広報する場合とかにつきましては、マイナンバーカードという表現を使っている、法律上は個人番号カードという表現にしているといった使い分けになっております。

以上です。

○19番（森 茂生君）

これに限らず、全てそういうふうな八女市では取扱いをやっているということで理解していいんですか。

○市民課長（溝上啓之君）

基本的にはそのような考えでやっております。

○19番（森 茂生君）

理解しました。

それから、コンビニで申請が——印鑑登録証明をスマートフォンで取れるようになったということですがけれども、大体このコンビニ、もしくはそれに類似した施設、何件ぐらいあるのか、お尋ねします。

○市民課長（溝上啓之君）

コンビニの施設の数ということですかね。少々お待ちください。

○議長（橋本正敏君）

暫時休憩します。

午後 2 時55分 休憩

午後 2 時55分 再開

○議長（橋本正敏君）

再開します。

○市民課長（溝上啓之君）

詳しい数は把握しておりませんが、全国、基本的にはコンビニ、あと市庁舎等にも設置してある場合はそこでも取れるという形になります。

○19番（森 茂生君）

これは急に聞きましたのでいいんですけれども、よその町は委員会とかで何か所ありますと答えてあったから、それで、もしつかめるんでしたら、あとで結構です。何か所ぐらい機械が座っているのか、お知らせを願いたいと思います。

そして、そのコンビニでの申請件数、全体が100とするなら、コンビニ関係で今申請があっている割合が、分からなかったら後でいいけれども、分かったらお知らせください。

○市民課長（溝上啓之君）

令和4年度の例で申し上げますけど、印鑑証明書の場合、全体の21%程度がコンビニ交付で取られているような状況です。

○19番（森 茂生君）

よその例からすると結構多いんですね。よそは10%台ぐらいでしたけど、分かりました。

その他もあると思います。住民票とかもろもろあると思いますけど、それはそれでいいです。

そしたら、これはよそでも問題になっていましたけれども、恐らくコンビニは無料ではないはずです。幾らコンビニにかかっているのか、あるいは1件当たり幾ら経費がかかっているのか、分かったらお尋ねします。分からなかったら、後でいいです。

○議長（橋本正敏君）

今の質疑は決算に関わってくる質疑ということですので、質問を変えてもらえますか。

○19番（森 茂生君）

なら、決算のときにお知らせをいただきます。

それから、ついでに言うておきますと、これはよその町ですけれども、1件当たり117円の委託料がかかっているそうです。それはそれでいいんですけれども、今度はそれだけじゃないはずです。保守点検とか、いろんな経費がかかってくると思います。それも分かったら、後で調べておいてください。

もう一点、地方公共団体情報システム機構、ここにお金を払っているはずですよ。その金額も調べとってください。できれば1件当たり幾らかかっているのか。というのは、よそではちゃんと出ているんですよ。ある市ですけれども、全体で、コンビニで1件当たり117円かかって、全体では2,047円かかっているそうです、この市ではですよ。それで、見えない金額ですけれども、そういう機械類、情報システム機構へ委託料を払っておるから——負担料ですかね、そこに払っている金額、そういうのをもろもろ決算のときにお知らせをいただきます。そして、1件当たり合計で幾らかかっているのか。よろしくお願ひします。

出てこないの質問することが非常に少なくなりましたけれども、金額がコンビニでは250円、そうすると窓口は300円になっているかと思ひますけれども、これでいいんですかね。

○市民課長（溝上啓之君）

コンビニ交付の場合、50円、窓口よりも安くなっているという状況です。

○19番（森 茂生君）

これもるる論議があつているところで、市役所に行って窓口申請すれば300円ですかね、50円高い。支所でも高いんでしょう、支所の窓口に行けば。それがどうもよそでもいろいろ問題になっているんですよ。公平性からすれば、これは単にマイナンバーを増やすためだけの取組ではないか、安くしているのではないかという意見がいっぱい出てきます。ですから、公平性からすれば、わざわざ市役所に行って申請すれば50円高くなる。これはどうも私は納得いかないわけです。その50円違う根拠をお伺いします。

○市民課長（溝上啓之君）

先ほど議員が申されたとおり、個人番号カードの利活用という面もございますけど、もう一点大きいのは、窓口負担を軽減するというところで、窓口に来られる市民の方がその分少なくなれば、窓口の負担が少なくなつて、窓口に来られるほかのお客様の待ち時間等を少し少なくできるということで、そういったことで進めておりますので、御理解いただきたいと思つています。

それから、先ほどコンビニの店舗数ということでお聞きいただきましたけど、全国で約5万6,000店舗あると認識しておりますので、申し上げます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

全国を聞いても、ほとんど分かりませんので、八女市に関して後でお願いします。

ちょっと1点だけ、こういうのがどんどん拡大していけば、極端に言えば、全部コンビニで何でもかんでもできるように、今後もっと広がっていくと思つています。

今、庁舎ができていますけれども、にぎわう庁舎とかいろいろ言つてありますよね。コミュニケーションを――会つてから話す。ある意味では、庁舎ができて、みんなが寄つてきていただきたいのに、ある一面ではコンビニで済ませてしまう、にぎわいを創出するという、これは関係がぶれますけれども、やっぱりこういうのからすると、何でもかんでも拡大するのは、私はどうも疑問があります。

それでは、さっき言つた資料を決算のときに出していただくことをお願いしまして、以上で終わります。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

○19番（森 茂生君）

議案第70号 八女市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

マイナンバー制度導入の目的は、公平・公正な社会の実現、利便性の向上と行政の効率化とされております。問題はマイナンバーと個人情報のデータの利用目的が明確化されておられません。データ管理の安全性と責任について、具体的な規定がなされておられません。例えば、もろもろのデータを誰がどんな目的で、どのように利用するかが明示されておられません。また、公務員がデータを目的外に利用したり、外部流出された場合、どんな罰則を受けるのか、生じた被害に対する賠償はどうされるのか、国や自治体の責任や補償についても明示されておられません。

カードをめぐるっては、日本は遅れを取っているような情報がありますけれども、決してそうではありません。加藤厚生労働大臣が個人番号を確認できるICチップ身分証明書となるカードを保険証として利用している国は我が国以外にないと言っております。ドイツ、フランス、イギリスでも、個人番号はありますけれども、行政分野ごとに異なる番号のようです。イタリアでも納税者番号を除き、共通番号はなく、アメリカでは社会保障番号は紙で、身分証明に使えません。今回の条例改正は利便性が強調されますけれども、普通の市民であれば、生涯のうちに印鑑証明が必要になることはそう多くはないはずで、本来、任意であるはずの個人番号制度が半強制的にカードを取らざるを得ない状況に追い込み、利便性の強調でさらに促進させようという、今回の八女市の印鑑条例改正には疑問を感じます。

以上の理由により議案第70号に反対をいたします。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

起立多数であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第71号 八女市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○18番（三角真弓君）

こども家庭庁の設置によって、今回、この条例が施行されていると思いますけど、施行日が9月16日からですよ。この主立ったポイントを、結構資料が長いので、変わるポイントだけでも分かりやすく説明してもらえませんか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

御説明をいたします。

今回、こども家庭庁が設置されることに先立ちまして、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行されました。これに伴いましての改正でございますけれども、関係する法律の整備の概要といたしましては、関係します省庁の所管事務がこども家庭庁に移管されることに伴いまして、関係する法律の規定によりまして、関係大臣が行う権限や関係省庁が発する命令、そういったものが内閣総理大臣の権限、また内閣府のほうに改められました。

具体的に申しますと、厚生労働大臣がこれまで所管していたものが今回、内閣総理大臣に改められるなどの法律の整備になっておりますので、市の条例につきましては、これを機械的に改正させていただくものでございます。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第72号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

お願いしたいのが、以前、交通事故について文言だけでしてありましたけれども、今、写

真とか、こういう事故ですよということを説明がつくようになりました。私はこの辺地の云々、概況、どこかは分かります。この前も通っておりますので分かりますけれども、ほかの議員に分かるように、道路がここら辺ですよというのを図化してつけることは、今回は無理でしょうけれども、今後そういうのをしていただかないと、八女市は広いので、分かっている方は分かっていますけれども、特に旧八女市であれば、あれはどこやろうかとなりますので、私はこの道路は、この前も通っておりますので分かっておりますが、そういうことはできますか、できませんか。いかがですか。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

ただいま御意見がありました地図等につきましては、内部で検討して、今後分かりやすい議案にしていきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

検討じゃなく、これはお願いです。検討する必要はなかですよ。ここですよと、地図上にこれからここですよ出してもらえば分かります。恐らくこれは尾久保集落から木浦集落、その道路だと分かっております、私は、分かっていない方もおるわけですよ。検討じゃなく、それをぜひしてください。できるかできないか、それだけお願いします。

○企画政策課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

今後、分かりやすい資料を作成してまいりたいと考えております。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号 八女市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○21番（川口誠二君）

今回のこの提案については、農業集落排水事業を追加するというところでございます。もう既に農業集落排水については、黒木地区で3地区によって行われておりますが、事業は何をされるんですか。

○上下水道局長（松尾正久君）

農業集落排水につきましては、黒木町の3か所の地区において生活雑排水の処理を行っておるところでございます。農業集落排水施設のマンホールポンプ等については、耐用年数を経過し、更新時期を迎えております。そのため、令和5年度より更新工事を計画的に行うものでございまして、更新工事の財源として有利な起債である過疎債を活用するために今回提出しているものでございます。

○21番（川口誠二君）

今答弁があったように、かなり事業が経過をしているということで、マンホール以外にも老朽化した施設等もこの間ずっとあったのではないかなと思っています。そういった部分が、じゃこの過疎債によって今まで行われてきたのか、そしてさらに今回追加をされるのか、お尋ねしたいと思います。

○上下水道局長（松尾正久君）

これまで数か所のポンプの故障等で交換等の作業を行ってきておりますが、昨年、経営戦略を立てまして、事業全体を見渡して、計画的に更新の必要があるという計画を立てたものですから、今回からやっといこうということになっております。

○21番（川口誠二君）

これは決算を見ると分かるんですけども、水中ポンプの更新も行われているわけですね。ですから、それも本来ならば、この過疎地域の変更によって過疎債を有利に使って更新ができたのではないかなと思うわけですね。ですから、特にこれからも農業集落排水事業についても、今後どうなるか分かりませんが、このままいくとするならば、毎年更新という形で出てくるのではないかなと思いますので、そういった分についてはきちんとした形で計画性を持っていただきながら、財政を運営していただきたいと思っております。要望です。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思

ます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成でございます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議案第74号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第76号 令和4年度八女市下水道事業会計決算剰余金の処分についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議案第77号 工事請負契約の変更について（八女市新庁舎建設工事）を議題といたします。
本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

お聞きします。

変更前と変更後でありますけれども、パーセントが書いてありました。これは当然、新庁舎検討委員会に私、入っておりましたけれども、そのときに国がスライド制を認めれば、当然スライド制によって価格は上がりますということをお聞きしました。そのことでスライド制によって上がったということによろしいでしょうか、いかがですか。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

お答えします。

昨今の資材価格、それから労務単価の急激な上昇を受けまして、受注者である業者様のほうから、請負代金の変更について申請がありましたので、これに応じる形で契約の変更をお願いするものでございます。

これにつきましては、国の通知に基づいて、当然という形では申し上げてなかったと思いますが、実際令和4年5月に国から県を通じまして、このような昨今の状況を受けて、適切な請負代金の変更の要求があった場合は、適正に応じるようにと通知もいただいております。それらに基づいて今回対応したものでございます。

○14番（牛島孝之君）

要するに増加部分について、この部分がこの単価がこうなりましたとか、そういうのは出ているわけですか。あるいは、あそこで働いている方の人件費、それがこのくらいからこのくらい、だから、これだけ足りませんよという詳細な明細は出ているわけですか、いかがですか。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

施工業者から請負代金の変更に伴う申請は出ております。その中で、施工業者のほうで計算された内容は記載されております。スライドをどう算定していくかということでございますが、資料の3を御覧いただきますと、1番に予定価格、請負代金、その下に出来高が書いてございまして、その隣に令和5年4月6日現在とあります。この4月6日に実は申請が出ました。スライドの計算に当たりましては、この申請日が基準日となりまして、この規準日時点で出来高、施工が終わっていたものについてはスライドのほうから除外されまして、規準日以降の残工事についてがスライドの対象となります。

このスライドの対象となります部分につきまして、令和3年に設計して発注しておりましたので、そのときの単価、それから令和5年4月6日時点で申請がなされましたので、その

ときの最新の単価で当時の設計をやり直しまして、市のほうで幾らぐらいスライドする必要があるのかというのを計算しまして、割り出した価格で今回お願いするものでございます。

○14番（牛島孝之君）

それでは、遡ってお聞きます。変更前の5,633,274,900円、このときの入札率、当然分かると思いますが、幾らですか。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

その上の欄に予定価格を記載させていただいておりますので、落札率、請負率は85.31%でございました。

○14番（牛島孝之君）

当然これには今から行われるであろう外構工事、あるいは旧庁舎、新庁舎ができれば旧庁舎になりますけど、その解体工事は当然入っていないですもんね。入っていないでしょう。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

この請負代金額5,633,000千円余りですが、これは解体、外構、最後まで含めた代金でございます。

○14番（牛島孝之君）

それでは、この時点で出ていますけれども、もう一回スライド制をもって——今非常にウクライナの問題とか中国の問題とかで何でも上がっております、特にガソリンとか石油類がですね。上がる可能性はありますか、ありませんか。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

今回のスライドの申請につきましては、いわゆるインフレスライドという制度でございます。この要件の1つが、賃金改定があつていることというのがございます。今回、全国、それから福岡県も令和5年3月に公共工事の労務単価の改定があつておりますので、それ以降でスライドの話合いをすると、協議をするということでございます。制度的には、ここ数年、毎年3月に労務単価が上がっておりますので、制度としましては、もし来年3月にまた賃金の単価が上がれば、スライドの請求は可能ということになります。ただ、今回は工期いっぱいを見据えて協議をしておりますので、今後もし工事の変更の可能性があるとするれば、今後、旧庁舎の解体、それから外構工事が残っておりますので、この分に関しての変更はあるのではないかと考えているところでございます。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。
議案第78号 財産の取得についてを議題といたします。
本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

取得の価格は分かっております。何社ほど入札に入られて、何%で落札ができたのか、お願いいたします。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。
市内事務用機械の登録業者5社全てを指名いたしまして、うち2社が辞退をされました。
3社による指名競争入札を行っております。落札率は88.05%でございます。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。
本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議案第79号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

先ほどと同じく、何社が入札に入られて、落札率は幾らなのか、お願いいたします。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

先ほどと同じく、市内事務用機械の登録業者全て5社を指名いたしまして、うち2社が辞退をされております。3社による指名競争入札を行った結果、落札率は88.36%でございます。

○18番（三角真弓君）

先ほどのデスク、ワゴンもそうでしたけど、今回は新庁舎で使う事務椅子ですね、これは今あるものの何%ぐらいが入れ替わるんですか。分かりますか。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

お答えします。

職員の事務椅子に関しては、今回、基本的に全て新規で購入するという方針でございます。

整備方針としましては、市民が利用される部分、窓口カウンター、それから待合ロビーの椅子、あと職員の机、椅子等は新規で購入する予定でございます。

再利用する部分ですが、例えば、職員が使用する作業室、バックヤード、休憩室、倉庫などに置く重機類、文書を保管するキャビネット、これらについては再利用できるものは全て再利用していくという方針で整備を進めております。（「議会は」と呼ぶ者あり）

議会の椅子は新規で購入する予定でございます。

○18番（三角真弓君）

そしたら、使えるけど、とにかく交換するという、残ったものは全部処分になるのか、必要とするところに使ってもらえるのか、そこら辺は無駄にならないようにお願いします。

○新庁舎建設課長（甲斐田英樹君）

本庁の移転に関しまして使用しないものにつきましては、市の施設たくさんございますので、そういったところに全て再利用する方向で考えているところでございます。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。
議案第80号 令和5年度八女市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。
本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、
質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、
付託の上、審査をすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審
査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議
長を除く21人にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に
総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

先例という声が出ました。先例のとおり決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

それでは、先例に従い、委員長に高橋副議長、副委員長に服部総務文教常任委員会委員長
とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け審査していただきますようお願いいたします。

議案第81号 令和5年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

議案第82号 令和5年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋本正敏君）

全員賛成であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

認定第1号 令和4年度八女市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であり、議案質疑の通告がっておりますので、質疑を許します。19番森茂生議員の質疑を許します。

○19番（森 茂生君）

発言通告に従い、質疑を行います。

ちょっと調べてみましたところ、令和5年5月末現在の市税、国保税、これは県税も入っているかと思えますけれども、536,600千円の滞納ということのようです。それで、ちょっと過去を調べてみたら、平成22年から25年、これまでは全部10億円以上の滞納がありました。その後ずっと減り続けて、現在の536,600千円まで下がってきております。恐らく相当関係者、税務課の方が努力をされた結果、約半分まで減らされたんだろうと思って、高く評価をするところであります。

それで、この資料によりますと、3,235人というのが滞納者ということになっております。ですから、ちょっと疑問なんですけれども、純粋に3,000人なのか、それとも延べに換算されてあるのか、そこら辺の3,235人の内容をお尋ねいたします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

議員お尋ねの資料について、滞納者分類表のことだと思いますけれども、人数については実人数なんですけれども、税目では金額的にダブっている人がおりますので、人数としては実人数ということでいいと思います。

○19番（森 茂生君）

正直、延べが入っているのかなと思ったんですけれども、税目によってダブる人はおるけれども、滞納している純粋な人数は、ここに書いてある3,235人でよろしいんですか。確認です。これは純粋に滞納している人の人数ですね、よろしいですか、確認します。

○税務課長（田代秀明君）

大変失礼をいたしました。延べ人数になっているようでございます。申し訳ございません。

○19番（森 茂生君）

そしたら、延べ人数ということであれば、純粹に何人の方が滞納されているのか、分かりますか。

○税務課長（田代秀明君）

ただいま資料のほうを持ち合わせておりませんので、お答えできません。

○19番（森 茂生君）

後でよかったらお知らせを願いたいと思います。

それから、滞納額が5億円もありますけれども、参考のために滞納額の一番高い方、最高から3位ぐらいまで、どれぐらいの滞納があるのか、お尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えします。

正確に確認しているわけではございませんけど、高い方は7,000千円、8,000千円ある方もいらっしゃいます。

○19番（森 茂生君）

後で結構ですけれども、1番から10番までぐらい、後で資料をお願いします。

次に、財産調査ですけれども、1,705人が財産調査中ということになっています。まず、1,700人もの人を大体どのような財産調査をされているのか、具体的にお尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えをいたします。

滞納者の方につきましては、まず督促状の発送をいたしますけれども、それでも納付がない方については、再度納付のお知らせ、それと催告書などの文書を定期的に送付いたしております。こういった文書を送付いたしましても、来庁とかお電話いただけない方につきましては、預金などの調査を行っております。調査につきましては、それぞれ市内の銀行、郵便局などについて文書のほうで照会をかけているような状況でございます。

○19番（森 茂生君）

私もいろいろ調べてみましたら、例えば、1人の方を調べるのに銀行が1件じゃないはずですよ。例えば、税務署の資料では、ほぼ無作為に10キロ圏内は全部やるとか、税務署の場合やっています。ところが、今は若干変わってきて、例えば、郵便局みたいなのは各県に1個貯金センターがあるようですので、そこへ調べると、郵便局に関しては1か所で大体済むようですけれども、相当な量を調べないと、例えば1件の方が滞納したからといって、1件で分かるはずはないですよ。どこに貯金通帳を持っていらっしゃるのか、まずそのためには相当数の金融機関、税務署でいうならじゅうたん爆撃をかけるという言い方をしているんですけれども、ありとあらゆるところを調べないと、どこに誰が貯金通帳を持っているか分かりません。そのような方法をやられているんですか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、それぞれ市内の銀行も幾つもありますし、うちのほうとしては100件単位ずつでそれぞれの銀行に照会をかけているような状況です。場合によっては大手のメガバンクとか、あと最近ではネット銀行なんかに照会をかけているような状況でございます。

○19番（森 茂生君）

ちょっと理解できなかったんですけど、一人一人ではなく100人ぐらいまとめてどんと、この人はいますかという照会ですかね。何か所ぐらいやっているんでしょうか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

100件単位でやっているのは市内の銀行は全て照会をかけております。それと郵便局ですね。

○19番（森 茂生君）

恐らくそうだろうと思いましたがけれども、相当な労力がかかると聞いております。そして、それが分かったら、今度はまた個別にどこに貯金通帳があると分かれば、またそこに照会をかけるんでしょう、どうでしょうか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

議員言われるように、分かった場合は再度細かい通帳の履歴なんかも確認をさせていただいておりますので、そういうことになります。

○19番（森 茂生君）

私が調べたところによりますと、これは日本全国ですけれども、こういう資料があるんですよ。預貯金の照会件数、年間6,000万件と言われております。そのうち、地方関係が6割だそうです。国税関係が1割、残りが生活保護と国民健康保険の照会となっています。銀行もたまったもんじゃないというのがどうも実情のようです。ここまで照会がかかってくると、相当負担になるというのがどうも銀行の本音のようです。それはそれでいいんですけども、照会をかけた場合、銀行は拒否できますか。

○税務課長（田代秀明君）

拒否できるかどうかというのははっきり確認できておりませんが、うちのほうとしては手数料をお支払いしないとイケないんですけども、うちのほうとしては、依頼をかけたら大体回答は来るような状況でございます。

○19番（森 茂生君）

私が調べたところでは、国税徴収法並びに地方税法で拒否をしたら、1年以内の懲役、500千円以下の罰金となっているようです。ですから、拒否しようにも銀行はなかなか拒否ができないと私は調べております。はっきり分からないんですか。そしたら、拒否されたことありますか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

拒否されたことはございません。

○19番（森 茂生君）

恐らく銀行もせざるを得ん、法で縛られているから、税務に関してはですよね。ですから、金融機関もいや応なしに要望に沿って照会に回答しているというのがどうも実情のようです。

1点だけ、いつかちらっと言いましたけれども、あまりにも業務量が多いために、2020年、pipitLINQというシステムが導入されているようです。2020年に実証実験が行われているようです。東京国税庁、そして仙台国税局、あそこら辺の税務署やら、あるいは市町村と連携を組んでオンラインで残高照会を一発でやる、通常2週間ぐらいかかるのが二、三日で大体出てくるという話もあっております。そういうのに移行するような話はありますか、それとも全くないんですか。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

先ほど言われたpipitLINQ、NTTがされているシステムだと思いますけれども、うちのほうもそちらの検討は過去されたみたいなんですけれども、当時はそんなに扱っている銀行があまりなかったということで、現在は市内の銀行もほとんどカバーしているようですので、うちのほうとしても費用対効果を見ながら、導入を考えてもいいのかなと考えております。

○19番（森 茂生君）

物すごい勢いで電子化というんですか、あれが、こういうところにも押し寄せているといましようか、そういうオンライン化が進んでいるのが現状のようです。いわゆる税務当局が直接銀行に照会じゃなく、pipitLINQというシステムだそうですけど、NTTがやっていると。そこと契約を結んだら、今まで2週間か、ひどいときは一月ぐらいかかったのがほとんど1日、2日で照会ができる。これが非常に拡大して、生活保護の調べ、あるいは県警、罰金を払わない人の差押えですよね、それにもどうも活用が始まったようです、一部では。いずれにしろ、こういうのが入ってくるのかなという気はしていましたけれども、今物すごい勢いで拡大が行われているようです。もう一つ、これにマイナンバーと一緒に入れば、あっという間に、そういうリストが出来上がってしまうということになると思います。

それで、正直言って、私はいいのか悪いのか判断がつきません。もし何かあったら、これは大変なことになるかなと思っております。ましてや、税務関係はみんながみんないい人ばかりとは限りません。誰かが何かして照会をかけたら、もうどんどんそういう情報が出ていく可能性だってあるわけですので、非常に私はこういう意味で心配をしているところです。

次に行きます。

給料は15件差押えが行われております。具体的にどのように行われているのか、お尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えをいたします。

税務調査の際に、勤務先とかが分かった場合は、そちらの会社のほうに照会を文書によってかけさせていただいています。その文書で毎月どれぐらいの給料をもらっているかというのを確認しまして、あくまでも本人のほうに連絡はいたしますけれども、承認をいただいた上で毎月幾ら引いていただくのか、そういったのを協議いたします。

○議長（橋本正敏君）

お知らせいたします。本日の会議時間は都合により17時まで延長いたします。

○19番（森 茂生君）

ここに地方税と滞納整理というのがありますけれども、これは10年ぐらい前ですけれども、以前、納税課と言っていましたけれども、あそこに行ったら、同じのを職員が読んでありました。この中に給料差押えのときのもろもろの計算がありますよね、それはもちろんですけれども、一つ、例えば、会社に分かるわけですよね。ですから、ここを非常に心配してあるんですよ。それで、分かったときに、よか幸いリストラに遭ったという話も実際されています。そういう配慮がされているのか、私はここが一番心配なんですよ。それをせずに照会を簡単にかけてしまえば、下手にその人の職を奪う、リストラに遭う可能性だってあるわけですよ。そこの配慮はどうされているのか、お尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

私どももその辺は細心の注意を払って、御本人様のほうにもきっちりこういうことで会社のほうにも照会をかけるとお伝えした上で照会をかけております。

○19番（森 茂生君）

そしたら、滞納者が、はい、分かりましたと了解の上でやっているということ、100%そうになっていますか。

○税務課長（田代秀明君）

すみません、説明不足でした。

こうやって会社のほうに照会をかけるという文書をお送りさせていただいている状況です。

○19番（森 茂生君）

それは会社を送っているんでしょう、本人ですか。本人にこういうふうに照会をかけますよという連絡をしているということですね。そして、了解があったら給料を差し押さえると、そこら辺の具体的説明をお願いします。

○税務課長（田代秀明君）

本人に文書を一方的に送る、相手からの了解は考えておりませんで、うちのほうが一方的に通知をすると、そうしたところで会社のほうに照会をかけるような感じになります。

○19番（森 茂生君）

そしたら、この本には、一方的にするといろんな問題が起こると書いてあるんですよ。やるときは慎重にやる、慎重にやるからには財産調査をやるわけでしょう。ほかにあったら、そちらのほうをやったりして、いよいよ最後になったら給料以外にないということであれば、本人もこういう状況ですからと説明してやるべきだろうと私は思います。

そしたら、例えば、銀行照会とかやっても、ほかに手がないから給料を差押えしているのか、そこら辺の背景、きちっと財産調査をした上で、しようがない、これ以外にないということやっていらっしゃるのか、どうですか。

○税務課長（田代秀明君）

私どもも催告書を4回、あと納付のお知らせを5回、合わせて9回ほどお出しはします。その中で、また再度こういうことで最終通告みたいなものを出して、応じていただけない場合は財産の調査をしますと、そういったのを明記した上での文書をお出しして、まず給与とかがないか、預金があるかないかどうかも確認した上で調査をして、預金があれば預金のほうから進めていくんですけれども、なければ勤め先があるかないかとか、あと保険とかをもらってあるかないかとか、最終的には御自宅の搜索とか、そういったものまで考えていきます。

○19番（森 茂生君）

ある程度手は打ってあるんだろうと思います。しかし、くれぐれも言っておきますけれども、会社に分かるということですよ。会社を押さえるんですから、そのときにできれば、財産調査のときに影響が及ばないところを押さえる、預金通帳があれば預金通帳ですけれども、そういう配慮は、それと、会社はどのような会社かある程度把握されて、私はそういう配慮をぜひともやっていただきたいと思っております。

時間が少なくなりましたので、徴収率を上げる対策、不納欠損を少なくする対策をお尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

徴収率を上げる対策ということですが、収納の方法は今いろんな方法があります。ただ納付書で納めていただく以外に口座振替、コンビニ納付、あとはキャッシュレス決済とか、あと今年から全国共通納税システムを導入いたしましたので、こういった納付の方法をまず増やしていきたいと考えております。

それと、先ほど言いました納付のお知らせなどの文書を定期的に今後も継続して行ってきたいと思っております。

不納欠損を少なくする対策ですが、一番いい対策としては、収納率を上げるのが一番いい対策なんですけれども、不納欠損の処分ということは基本的にはその徴収を諦めるということになりますので、財産調査を十分行った上で、滞納処分できる財産がないと判断した場合は即時執行停止をかけますけれども、不納欠損については慎重に取り扱っていききたいと考えております。

○19番（森 茂生君）

これも過去にさかのぼって調べてみましたら、以前は40,000千円、50,000千円あったかと思えます。今は22,000千円ですよね、さっきの資料で。これも約半分に減っております。これも努力された結果だろうと思えます。40,000千円、50,000千円捨てたのと2,000何百万円じゃ、20,000千円ぐらい違いますので、これは相当な成果が上がっているのかなと評価をしているところです。

また、これで言ってあれなんですけれども、ここでも不納欠損なりをする、滞納を減らす工面を書いています。滞納者に対する租税債権、これは金融機関にすると、いわゆる不良債権だという考え方のようです。ですから、それを持つとれば持つほどその管理に手を取られて、次のに移ることがなかなかできないということを書いています。ですから、先ほど言いますように、これは本当に財産調査して駄目だということなら、執行停止をかけて、どんどん減らして、次の段階に移る、こういうことを少ない自治体はやっているということを書いています。

ですから、取れんものをいつまでもずっとやっても、これはなかなか取れないと思えますので、執行停止は順次されているかと思えますけれども、こういう納税緩和策を適切に取って、身を軽くして、職員が無駄だとは言って失礼ですが、そっちに手を取られずにもっと前向きな仕事ができるような環境づくり、これが必要かと思えます。そのためにどのような対策を取られるのか、またどのようにして職員のやる気を引き起こすのか、そこら辺のところの答弁をお願いします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えいたします。

不納欠損の処理については、議員おっしゃられるように、落とせるところはなるべく早く

落として、次の滞納の整理に当たるというのは本当に大事なことだと思います。うちの職員も300件以上抱えていますので、スピーディーに仕事をしていく上で、そういったことも十分検討していきたいと思っております。

○19番（森 茂生君）

今1人300件ぐらい抱えているということを言われましたけれども、以前、これは適正人数というのが出されております。ちょっと私が調べてくる間がなかったんですけども、よかったですら御存じでしょうか。適正規模、何人ぐらいが、生活保護はケースワーカーが何人受け持ちと大方決まっているわけです。滞納整理に当たる職員も何件ぐらいが適切ですよというのが出ているみたいなんです。もし分かれば、お尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

税の徴収に関しての適正な人数というのは、私も調べたんですけど、ちょっと基準というのは分かりませんでした。ただ、大きな自治体とかは1人当たり500人、600人処理しているところもあるみたいですので、あと滞納整理の仕方、事務処理の仕方とかを見直していく必要があるのかなと考えております。

○19番（森 茂生君）

以上で終わります。

大変でしょうけれども、今後とも一生懸命滞納整理、あるいは不納欠損が少なくなるようによろしく願いしまして、質問を終わります。

○議長（橋本正敏君）

19番森茂生議員の質疑を終わります。

16時15分まで休憩します。

午後4時4分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

認定第1号、本件につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、決算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査をすることにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議

長を除く21人にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。正副委員長は予算審査特別委員会の例により、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、委員長に高橋副議長、副委員長に服部総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、各常任委員会を分科会として審査していただきますようお願いいたします。

認定第2号 令和4年度八女市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により決算審査特別委員会へ付託いたします。

認定第3号 令和4年度八女市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により決算審査特別委員会へ付託いたします。

日程第3 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

○議長（橋本正敏君）

日程第3. 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第98条第1項の検閲、検査権について、決算審査特別委員会に委任することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、地方自治法第98条第1項の検閲、検査権を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

日程第4 八女市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（橋本正敏君）

日程第4．八女市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りします。議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

八女市選挙管理委員会委員に田村邦子氏、宮川眞澄氏、島修氏、井上徹氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の方を八女市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました田村邦子氏、宮川眞澄氏、島修氏、井上徹氏は八女市選挙管理委員会委員に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により、後刻、当選告知をいたしますので、御了承願います。次に、補充員の指名を行います。

八女市選挙管理委員会委員の補充員に服部孝人氏、平島修氏、入江次男氏、中島法喜氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました4名の方を八女市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました服部孝人氏、平島修氏、入江次男氏、中島法喜氏は八女市選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により、後刻、当選告知をいたしますので、御了承願います。以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、明日は休会といたします。

会期日程に従い、9月11日からは委員会となっておりますので、審査のほどをよろしくお願いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時21分 散会